

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第 2 部 災害予防編

第 1 章 災害に強いまちづくり

第 2 章 防災体制整備計画

第 3 章 市民の安全確保に対する備え

第 4 章 災害時の生活安定に対する備え

第 5 章 灾害対応力の向上

第 6 章 災害時受援計画及び応援計画

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第1章 災害に強いまちづくり

災害の発生による被害を最小限にとどめ、減災を実現するため、建築物や道路・橋りょう、ライフライン施設など都市の構築物の安全対策を進めるとともに、地盤災害の予防対策、さらに安全な市街地の形成に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

第1節 災害に強い都市の形成

災害による被害を最小限にするため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備により、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

1. 建物・構造物の安全対策

建物・構造物の耐震性向上や安全性の確保を図るため、次に示す対策を実施する。

- (1) 建築物の耐震化（市有建築物及び一般建築物）
- (2) 建築物の不燃化促進
- (3) 中高層集合住宅の震災対策
- (4) 落下物などに関する対策
- (5) 建物の電源多重化対策

2. ライフラインの耐震強化と電源の多重化

ライフライン関連施設の耐震化や、バックアップ機能の確保など、ライフラインの機能確保のため、次に示す対策を実施する。

- (1) 水道施設の耐震強化
- (2) 下水道施設の耐震強化
- (3) 通信施設の耐震強化
- (4) ライフライン施設の電源の多重化

2-1. 電気施設の耐震強化

地震に対して設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、万全の予防措置を講ずる。

2-2. ガス施設の耐震強化

ガス施設の地震対策にあたっては、一般的な地震動に対しては重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上
				第6章 災害時支援計画及び応援計画

3. 道路・橋りょう・河川の整備

災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保が不可欠となる。そのため、予防、応急、復旧の対策に万全を講じる。

また、災害発生時に河川やダム、ため池が安全に保たれるよう、予防対策を推進する。

3-1. 道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、災害時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、その効果の高い広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

特に、都市計画道路は、幅員も広く延焼遮断空間や緊急輸送用道路として重要な役割がある。市には、117路線（延長 201.4km）の都市計画道路があり（令和4年4月現在）、その整備率は約67.7%である（令和4年4月現在）。幅員15m以上の都市計画道路については、延焼遮断機能に着目し、沿道建築物の不燃化や不燃樹林による緑化を推進する。

また、細街路についても積極的な整備を行い、拡幅を推進する。

3-2. 橋りょうの整備

災害時の橋りょう被害は、市民の避難行動や応急対策における輸送活動などに障害を引き起こす可能性が高い。特に本市は多くの河川が流れ、地域の分断要素となっている。

市では、橋りょう点検の結果及び長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの改修、修繕を行っている。また、緊急輸送道路に指定されている、又は、第三者被害に繋がるおそれのある橋りょうは、耐震補強を行っている。

引き続き、長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型管理を促進し、橋りょうの長寿命化を図っていく。

3-3. 河川の整備

都市における河川には、その空間利用による延焼防止、避難場所・避難道路、緊急輸送路などとしての機能があり、また、その水利用による消防水利や生活用水などの機能がある。

本市には多くの河川があることから、この地理的特性を防災機能の強化においても活用していく。一方、本市は荒川沿いの低地帯に位置し、昔からたびたび河川の氾濫に悩まされてきた。そのため、一級河川については、国・県などと連携し、河道拡幅や河床掘削、調節池の整備、排水機場の増強といった治水対策のための河川改修事業を進める。

準用河川及び普通河川（用・排水路）については、一級河川の改修事業との調整を図りながら河道改修や調節池等の整備を進め、浸水被害を最小限に抑えるよう努める。また、避難情報の発

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

令や住民の避難行動の目安にもなる河川水位計や河川監視カメラの整備を計画的に実施し、水位情報の充実を図る。

3-4. 鉄道の整備

地震に対して鉄道網の機能を確保するため、鉄道施設の整備を図っている。

(1) JR 東日本

ア 施設の現状

線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。また、主要構造物は、関東大震災クラスの地震（震度7相当）に耐えられるように設計されている。

イ 事業計画

防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとる。

震災予防対策は隨時施行中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）により対応する。

また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応する。

(2)埼玉高速鉄道

ア 施設の現状

災害の発生に対処するため、諸施設の機能が外力及び環境の変化に耐えるだけの防災強度を確保するような、施設の整備を図っている。

4. オープンスペースの確保

大規模な災害が発生した場合、避難場所、防災関係機関による救援活動や応急仮設住宅の建設場所、災害廃棄物の処理場所として活用するため、次に示す対策等を行い、公共空地を確保する。また、平常時から市内の空地等を台帳で把握する。

4-1. 公園の整備

都市公園などは平常時においては良好な都市環境の形成、スポーツレクリエーションなどの機能を果たすとともに、災害時の避難場所や延焼遮断空間としての役割を担っている。

令和6年4月1日時点の本市の公園の整備状況は、公園数461箇所、総面積約212.7haであり、人口1人あたりの公園面積は3.50m²となっている。

これらの公園の中で、広域防災拠点、広域避難場所、一次避難場所、一とき避難広場などとなる防災公園及び地域の中核的な防災拠点となる都市公園については、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常電源施設などの災害応急対策に必要な施設を整備し、平常時より点検を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点などとなる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を図る。

4-2. 農地・緑地の保全化

都市近郊の緑地及び農地は、地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果があり、また、避難場所としての活用など重要な役割が期待される。

そのため、市街化区域内農地については、生産緑地地区の新規指定を行う。また、緑地については、所有者との協定を結び、奨励金を支給するなどにより、緑地の保全・管理を促進する。

5. 地下空間の安全確保

地下空間の管理者への予防対策に関する働きかけや、利用者等への適切な情報発信などにより、地下空間の安全確保に向けた対策を実施する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第2節 風水害の予防

風水害による被害を最小限にするため、水害予防対策を実施する。また、急傾斜地の崩壊など、市民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。

1. 洪水の予防

気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、人命・財産への被害を防止・最小化するため、「大規模氾濫減災協議会」、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」、「流域治水協議会」等の活用を含め、あらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水」を推進し、強靭化を図る。

1-1. 水害リスク情報の周知

洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民等へ周知する。

2. 内水氾濫の予防

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から市民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

2-1. 雨水貯留施設などの整備

局所的な集中豪雨に対して浸水の軽減を図るため、浸水被害想定地区において雨水ポンプの増強や雨水貯留施設（貯留管・調整池）などの整備を図る。

2-2. 内水ハザードマップの作成・周知

被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、市民に情報提供を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上
				第6章 災害時支援計画及び応援計画

第3節 地盤災害の予防

地盤災害は、地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性などに適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震や風水害による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施していく。

1. 液状化対策

本市の一部は沖積層低地のため、その地質と地下水の条件などから軟弱な地盤となっており、震災時において地盤の液状化による建物及び埋設物などへの被害の発生が考えられる。

1-1. 危険区域の把握

効果的な液状化対策を推進していくため、防災アセスメント調査（令和4年度）において得られた結果から、市内各地域の液状化危険度をまとめ、液状化の起こりやすい地域を把握し、液状化危険度マップを作成する。

1-2. 民間事業者への指導

液状化の対策は地盤そのものを改良する対策工法と、液状化の発生を前提とした構造的な対策に分類することができる。

液状化対策の推進のため、民間事業者に対して、十分な地盤調査を実施し、地盤・土質条件に適合した適正な液状化対策工法を選定して行うよう指導する。

1-3. 市民に対する情報提供

市民でもできる液状化対策として、家を建てる際の地盤に関する注意点や調査方法、地盤を強くる工法、液状化に強い建物にする工夫など、市ホームページ等で情報提供を実施する。

2. 地盤沈下対策

2-1. 地盤沈下の状況

本市を含む県南部地域は、県の中でも比較的早い時期から地盤沈下が確認されている。調査を開始した昭和36年以来、近年までの本市の沈下量は、最大で約1.5mまで達している。

2-2. 地下水採取の規制

関係法令に基づき、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止を目的として、地下水採取の規制を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

3. 土砂災害の予防

3-1. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の把握

本市における急傾斜地の崩壊のおそれのある区域として、県が土砂災害防止法に基づき、34箇所の土砂災害警戒区域、うち18箇所を土砂災害特別警戒区域として指定している。

急傾斜地の崩壊を原因とする土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域とは、次の要件に該当するものをいう。

■土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

- ・斜面の傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合には50mが上限）以内の区域

■土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

- ・土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、市民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

3-2. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

本市は、指定された土砂災害警戒区域等において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難場所に関する事項を定める。

(1) 土砂災害警戒区域等における対策

本市は、次の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

【対策の留意事項】

- ア 土砂災害警戒区域等を含む自治会や市民に対し、ハザードマップを配布・公表し、市民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- イ 土砂災害警戒区域等の区域内の市民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ウ 土砂災害警戒区域等の区域内における要配慮者利用施設の避難の支援は、防災関係機関、福祉関係機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を平常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- エ 土砂災害警戒区域等の地形変状を定期的に巡回・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- オ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、市民に周知するとともに、緊急時に市民の避難を促す伝達手段を整備する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編	
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上	第6章 災害時支援計画及び応援計画

第4節 災害に強い市街地の形成

市民が安心して生活できる住みよいまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、安全な住環境への誘導に係る施策などを位置付け、計画的な市街地の整備を推進する。

1. まちの災害危険度データ整備

市民の防災意識の高揚を図るため、地盤特性や市街地形態、建物立地状況などを総合的に勘案して、地域の災害危険度をまとめ、その公表に努める。

2. 土地利用の適正化

2-1. 土地利用の規制・誘導

第5次川口市総合計画、川口市都市計画基本方針など上位計画・関連計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行うとともに、災害に強い安全な都市づくりを誘導する。

2-2. 土地情報の整備

適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生などの土地情報について、担当部局間での相互利用ができるよう、データベース化などの整備を行う。

3. 市街地の整備

3-1. 土地区画整理事業の推進

現在、整備施行中の市施行9地区、組合施行1地区的土地区画整理事業により、幹線道路、公園などの不燃化空間の確保や避難路の整備など、災害に強い都市基盤整備を推進する。

3-2. 市街地再開発事業などの推進

本市では、土地の合理的かつ健全な高度利用や都市機能の更新等を目的として、市街地再開発事業等による整備を推進している。

今後もこうした整備手法を積極的に活用し、民間事業者の協力のもと、地域の特性にあわせた都市機能の更新、公共施設の整備や建物の不燃化・耐震化を進め、防災性・住環境の向上を図る。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

3-3. 密集市街地の改善及び拡大防止

密集市街地の改善及び拡大防止のため、消防活動困難区域の解消等に向けた密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地などの整備又は確保、並びに耐火性能及び耐震性を有する建築物への改築などの促進を図る。

3-4. 地区計画などの活用

本市では、25地区 449.2haに対して地区計画を策定している。

今後は、地区計画などを活用し、敷地面積の最低限度指定、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物の形態などを定めることにより、防災性等を備えた都市づくりを誘導する。

3-5. 地籍調査の推進

各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯綜している土地の権利関係を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

3-6. 雨水流出抑制施設などの整備

公共施設については、「川口市雨水流出抑制指針・マニュアル」に基づき、民間施設については、開発基準等に基づき、それぞれ雨水貯留、浸透に努め、雨水の流出抑制を図る。

3-7. 狹あい道路の拡幅整備

本市には狭あい道路が多数存在するが、狭あい道路沿いには多くの住家が建ち並んでおり、災害時の避難に支障をきたすことや火災の延焼が危惧されるため、狭あい道路の拡幅整備を積極的に推進する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編	
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上	第6章 災害時支援計画及び応援計画

第2章 防災体制整備計画

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害では、被害の内容は異なるが、いわゆる“想定外”の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする応急対応、広域な連携体制、物資等の備蓄及び受入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本市でも、首都直下の大規模な地震が発生した場合に、阪神・淡路大震災と類似した都市型の地震被害となる可能性が高いといえる。

風水害においては、荒川や芝川・新芝川の氾濫などが想定されている。これまでの災害履歴からも、氾濫が発生した場合の被害規模は甚大となる可能性が高い。

そこで、今後起こりうる地震災害や風水害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、平常時から発災後の応急対応力の強化を図り、一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

また、大規模火災や事故、放射性物質による汚染などその他の災害についても、市民の生命と財産の安全を第一に可能な限り的確に対応し、不測の事態にも柔軟に対応できる防災体制を整備する。

第1節 防災体制の確立

1. 防災組織の構成

本市が、大規模な災害に備えて整備している防災組織は、次のとおりである。

表 市の防災組織の構成

名称	設置基準	主な役割
市防災会議	常設	地域防災計画の作成と審議
市災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域で甚大な被害が発生した場合（非常体制） ・震度6弱以上の地震が発生したとき（非常体制） ・市内に大規模な水害（河川の氾濫、堤防の決壊）が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合（非常体制） 	災害対策の意思決定 応急活動等の調整
地域の自主防災組織	町会・自治会単位に常設	防災活動の共助体制
事業所の自衛消防組織	常設	事業所の安全確保 従業員及び利用者の安全確保
川口市防災対策推進委員会	常設	防災に係る内容の協議等

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

2. 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、災害発生時に本市の組織や防災関係機関が協力して対応するため、標準的な構造と手順を提供し、指揮系統、コミュニケーション、リソース管理などの重要な要素を包括する Incident Command System (以下、「ICS」とする) の考え方に基づき組織化し、迅速かつ組織的な災害対応の実現を目指す。

ICSとは、緊急事態や災害の対応において、組織的で効果的な指揮統制を行うための米国で生まれたシステムである。

本市では、ICSの5つ主要な役割（指揮統制、対策立案、後方支援、総務、事態対処）を、次のとおり災害対策本部の組織として構成する。

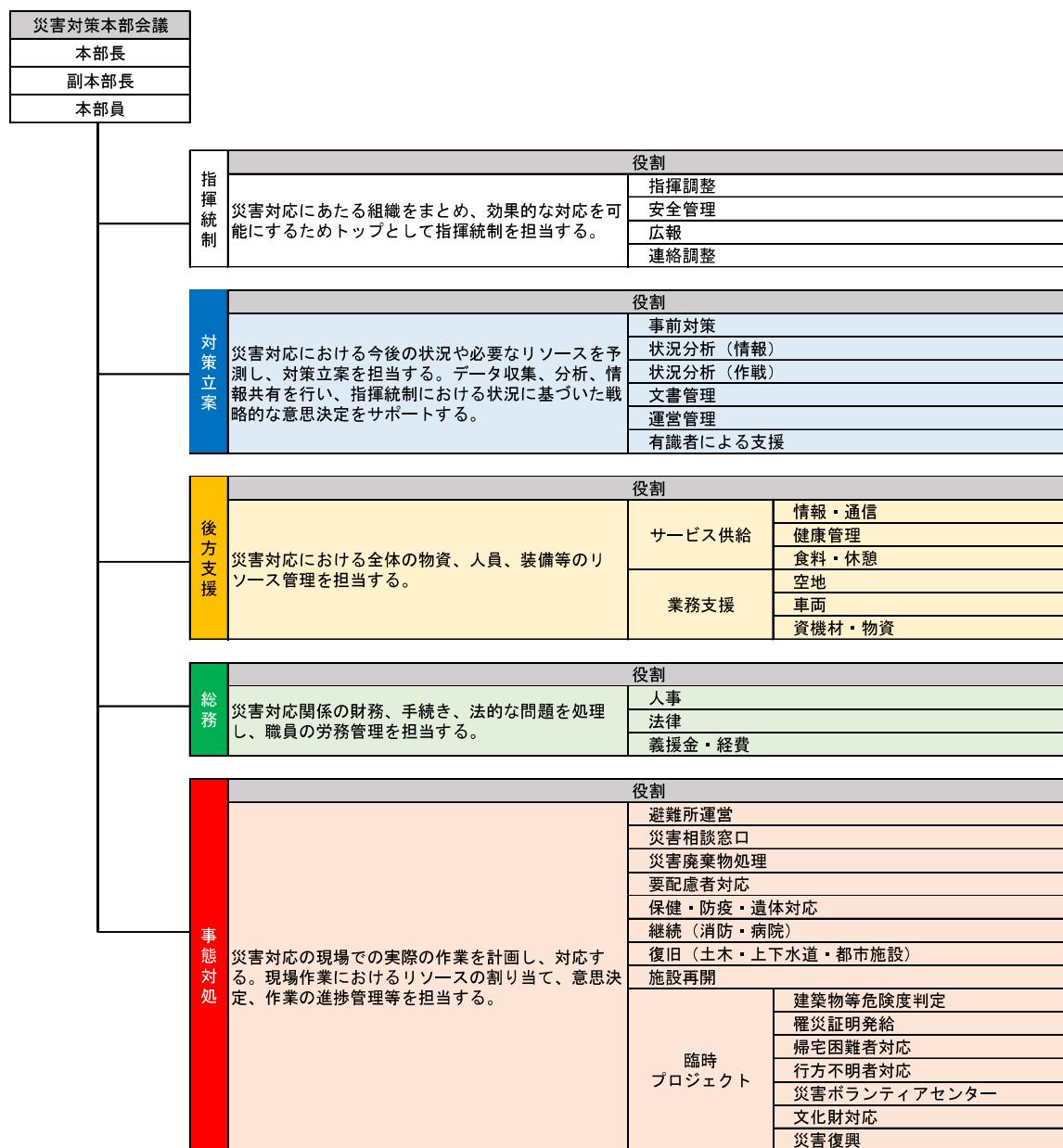


図 災害対策本部の組織と役割

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

3. 初動配備体制の整備

3-1. 初動配備体制の充実・周知

突発的な災害、特に夜間・休日などの勤務時間外であっても速やかに対応できるように、発災時には自動的に防災体制を立ち上げるため、マニュアルの充実・更新を図り、職員へ周知する。

3-2. 緊急連絡機器及び連絡網の整備

勤務時間内・外を問わず緊急連絡のため、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び代表監査委員）、本部員となる部長をはじめとする主要な職員については、災害時優先電話として登録されている携帯電話など緊急連絡機器の配備を検討する。

また、人事異動に併せて連絡網を整備するとともに職員参集メールを活用し、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進する。

4. 職員動員体制の整備

4-1. 動員配備計画の作成

本市では、災害が発生した場合に備え、災害応急対策を実施するために必要な人員を動員配備、応急対応活動の長期化に備えた職員のローテーションをあらかじめ定めるため、「職員動員計画」を作成し、隨時更新している。

各部局の部長は「配備区分」（警戒体制・非常体制）に基づき所管の部班（課）ごとに、職員の居住地を勘案し、実践的な動員配備及び連絡伝達方法をまとめた「職員動員計画表」を危機管理部長・総務部長に報告する。

5. 災害対策本部の整備

5-1. 災害対策本部設置場所

本部の設置場所は、第一本庁舎を原則とする。

ただし、第一本庁舎が被災して使用できなくなった場合の代替施設の設置場所は、新庁舎二期棟又は鳩ヶ谷庁舎若しくは本部長が指定する場所とする。

➤ 災害対策本部設置時の体制については資料編参照

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

5-2. 通信設備の整備

情報の収集・伝達など外部との連絡を図るため、市災害対策本部設置場所には、あらかじめ次の通信設備を整備する。

- ・災害時優先電話
- ・携帯電話
- ・防災行政無線
- ・衛星携帯電話
- ・IP 無線機

5-3. 非常用電源の整備

停電となった場合に備えて、平常時より自家発電設備の点検整備を行う。また、周辺設備の耐震化についても整備を行う。水冷式の場合は冷却水が断水となった場合にも対応できる体制を整える。

第1部 総則	第2部 灾害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第2節 防災拠点とネットワークの整備

1. 公共の空地、施設の把握

大規模な災害が発生した場合、避難場所等、防災関係機関等による人命救助などの応急対策活動や、災害廃棄物の処理、応急仮設住宅の建設などの復旧復興活動が並行して行われるため、市内の被害状況に応じて、各部局及び防災関係機関における公共空地や施設等の使用について、総合的な調整ができるよう、空地の把握に努める。

2. 防災拠点

2-1. 防災拠点の区分

防災活動の拠点となる次の施設について、食料、生活必需品、医薬品の備蓄及び災害時医療活動を行うとともに、非常通信施設や非常用電源を整備する。

表 防災活動拠点

拠点名	施設	役割
防災中枢拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所第一本庁舎 ・代替施設：新庁舎二期棟又は鳩ヶ谷庁舎若しくは本部長が指定した施設 ※市役所第一本庁舎が被災して使用できない場合は代替施設を使用する。 	市災害対策本部を設置し、本市の統括的防災活動の拠点
地区防災拠点	公民館等	各地区の応急・復旧活動の拠点となり防災中枢拠点をバックアップする拠点
	各支所、各駅前行政センター	各地区の応急・復旧・復興活動の拠点となり防災中枢拠点をバックアップする拠点
消防活動拠点	消防局、消防署、消防分署、消防団車庫	市民の安全確保を図る拠点
救護活動拠点	救護所及び医療施設(医療センターを除く)	救出・救助活動を円滑に展開できるようにするための活動拠点
医療拠点	基幹災害拠点病院 川口市立医療センター	埼玉県の災害医療に関する中心的な役割を果たし、重篤救急患者の救命医療や、広域搬送等に対応するための拠点
	地域災害拠点病院 埼玉県済生会川口総合病院	地域の災害医療に関する中心的な役割を果たし、重篤救急患者の救命医療や、広域搬送等に対応するための拠点

川口市地域防災計画 - 本編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編	
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上	第6章 災害時支援計画及び応援計画

拠点名	施設	役割
活動拠点	広域防災拠点 荒川河川敷（荒川運動公園管理棟含む）	消防、警察、自衛隊等の広域応援部隊等の活動拠点
	地域防災拠点 ・オートレース場 ・グリーンセンター ・沼田公園 ・※（仮称）神根総合運動公園	
	物資集積拠点 ・オートレース場 ・青木町公園総合運動場 ・東・芝・安行スポーツセンター ・※（仮称）神根総合運動公園（北スポーツセンター）	
輸送拠点	航空輸送拠点 臨時離着陸場： ・青木町公園総合運動場 ・西中学校グラウンド ・三領運動場 ・グリーンセンター ・県立鳩ヶ谷高等学校グラウンド ・※（仮称）神根総合運動公園	緊急患者の搬送、物資を空路から広域輸送する拠点
	船舶輸送拠点 着岸施設： ・芝川マリーナ ・川口緊急用船着場	緊急患者の搬送、物資を水路から広域輸送する拠点
	物資備蓄拠点 ・指定避難所 ・沼田公園 ・戸塚榎戸公園 ・朝日中央公園 ・荒川運動公園管理棟など	非常用物資を備蓄し、避難所等へ供給する拠点
	県防災拠点校 ・県立川口高等学校 ・県立川口工業高等学校	広域的な活動を行う防災活動拠点であり、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等を整備
避難拠点（避難所）	指定避難所 ・小・中・高等学校 ・体育武道センター、鳩ヶ谷武道場	災害により住家の被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時収容・保護するために開設
	福祉避難所 ・社会福祉施設 ・スポーツセンター ・公民館等	避難所での共同生活が困難な要配慮者を対象に開設

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急対策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編	
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上	第6章 災害時支援計画及び応援計画

拠点名	施設	役割
避難拠点 (避難場所)	<p>広域避難場所</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーンセンター 荒川河川敷 ※(仮称)神根総合運動公園 	大規模火災から身体と生命を守る場所
	<p>一次避難場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 青木町公園総合運動場 オートレース場 各スポーツセンター (西・鳩ヶ谷スポーツセンターを除く) 沼田公園 戸塚榎戸公園 イイナパーク川口(赤山歴史自然公園) 川口西公園 西・南・芝中学校 	大規模火災から身体と生命を守る場所
指定緊急避難場所 (風水害)	<ul style="list-style-type: none"> 小・中・高等学校 公民館等 	風水害時に身体と生命を守る場所
遺体安置所	<ul style="list-style-type: none"> 体育武道センター 戸塚体育館 根岸体育館 鳩ヶ谷スポーツセンター 	収容、検視(見分)、安置を行う場所

その他の拠点	施設	位置付け
防災公園	<ul style="list-style-type: none"> グリーンセンター 沼田公園 ※(仮称)神根総合運動公園 	防災機能を有した都市公園

※(仮称)神根総合運動公園は、令和9年度供用開始予定

2-2. 防災中枢拠点

市災害対策本部を設置した場所を防災中枢拠点とし、総括的防災活動を行う。原則、第一本庁舎を防災中枢拠点とする。また、新庁舎二期棟には、**揚水施設を設置し、災害時の断水等の際に地下水により水源の確保を図る。**両建物に付属する駐車場(公用車用及び来庁者用)及び駐輪場(職員用及び来庁者用)については、災害対策活動に関わる緊急通行車両等の駐車場や一時避難スペースなど防災中枢拠点における活動を支援するとともに、周辺市民等の一時的な避難にも対応できる施設として位置付ける。

第一本庁舎が被災して使用できない場合は、被害の状況に応じて、新庁舎二期棟又は鳩ヶ谷庁舎若しくは本部長が指定した施設に市災害対策本部を設置する。

2-3. 地区防災拠点

災害時に、地区の応急・復旧活動の拠点となり、防災中枢拠点をバックアップするとともに、自主防災組織の活動拠点として、市内34箇所の公民館等(中央ふれあい館・生涯学習プラザを含

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上
				第6章 災害時支援計画及び応援計画

む) 及び 6箇所の各支所・各駅前行政センター（鳩ヶ谷支所は除く）を地区防災拠点に位置付ける。

これらの地区防災拠点は、耐震性を確保した施設とし、IP無線等を活用するほか、市災害情報システムを活用し、防災中枢拠点との情報通信体制を確保する。

災害時における地区防災拠点の役割は、次のとおりである。

- ・地区内の被害状況などの把握
- ・市災害対策本部への被害状況などの報告
- ・市災害対策本部からの指示その他情報の市民への伝達
- ・その他自主防災組織との連携による避難者の誘導など

2-4. 消防活動拠点

消防等の活動に関する各拠点について、次のとおりとする。なお、防災中枢拠点及び地区防災拠点との情報連絡については、移動系防災行政無線等を活用する。

対象	内容
消防活動拠点	消防局及び消防署、消防分署、消防団車庫を、市民の安全確保を図るための救出活動拠点とする。

2-5. 救護活動拠点

救護活動拠点は、災害時に設置することになる救護所や市内の医療機関とする。

2-6. 医療拠点

(1) 基幹災害拠点病院

県の災害医療に関する中心的な役割を果たし、重篤救急患者の救命医療を行う。重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、自衛隊（医療）・災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れ、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送の対応拠点となる。

(2) 地域災害拠点病院

地域の災害医療に関する中心的な役割を果たし、重篤救急患者の救命医療を行い、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送等の対応拠点となる。

2-7. 活動拠点

(1) 広域防災拠点

市内外の被害が大きく、広域からの応援が必要な場合に、応援部隊を受入れ、活動の拠点となる場所として位置付ける。

なお、風水害時には、荒川河川敷は使用できない。

(2) 地域防災拠点

市内各地域に対して防災活動を効果的に実施するため、広域防災拠点を補完する拠点として位置付ける。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

(3) 物資集積拠点

物資供給の迅速性を高めるため、国や県、その他近隣都市等からの物資を集積する拠点として位置付ける。物資集積拠点では、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、避難所等へ供給を行う。

3. 輸送に対する備え

3-1. 航空輸送拠点

本市における臨時離着陸場は、周囲の建物や敷地の変化に留意し、毎年見直しを行う。

見直しの際には、航空法に基づき発着場の面積、周囲の障害物、離着陸時の風圧などを考慮して、市内の公共施設及びそれに準ずる施設の中から、ヘリコプターの離着陸が可能な場所を選定する。

3-2. 船舶輸送拠点

河川を利用した水上交通による緊急物資や人員の輸送活動を行う拠点として、川口緊急用船着場を利用することとし、緊急用船着場から市街地へのアクセス道路の整備を推進する。

また、災害時の船舶借り上げについては、関係事業者と協定締結等の推進を図る。

3-3. 物資備蓄拠点

被災時に迅速な物資の供給を行うため、資機材や水、食料・生活必需品等を備蓄し、支援物資が到着するまでに避難所等へ供給を行うことができる拠点として位置付ける。

3-4. 県防災拠点校

県では、県立高等学校のうち地域の中核となる防災拠点校の整備を行っている。

3-5. 県防災基地

県では、広域的な食料や医薬品の備蓄・供給を行う拠点として、広域防災基地の整備を行っている。

4. 緊急輸送ネットワーク

大規模災害時には、道路被害や道路上への障害物の散乱などにより、被災地域への救助・救急活動、緊急物資の輸送あるいは重症患者の後方支援医療機関への搬送などの応急活動に支障を来すおそれがある。

したがって、緊急時の道路確保のために、あらかじめ指定した緊急輸送道路への的確な誘導が必要となる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

4-1. 緊急輸送道路の指定

大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うため、重要な路線を緊急輸送道路として定めている。

(1) 県が指定する緊急輸送道路

ア 第一次特定緊急輸送道路

高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路

イ 第一次緊急輸送道路

地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線

ウ 第二次緊急輸送道路

市内の防災拠点を連絡する路線

(2) 市が指定する緊急輸送道路

本市は、主に県指定緊急輸送道路から災害応急対策上、優先する防災拠点等を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

➤ 国・県・市指定の緊急輸送道路等については資料編参照

4-2. 緊急輸送道路及び沿道の整備

緊急輸送道路の整備については、各道路の管理者と協力して耐震性の向上や路面下空洞化を調査する。

その際、発災後の応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制について確認する。

また、緊急輸送道路沿道の不燃化、耐震化の促進を行い、地震による倒壊建築物やがれきなど、障害物の発生を少なくするよう努める。

さらに、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所及び大きな被害が発生する可能性のある箇所については、被害調査の優先順位を高めるとともに、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者や関係団体と協力し、道路管理者が自ら放置車両等を移動する。

4-3. 応急復旧資機材の整備

平常時より県、道路管理者と協力して応急復旧資機材の整備を行う。

また、川口市建設協会との連絡を密にして、使用できる建設機械などを把握する。

5. 避難場所等の整備

5-1. 避難所の指定・整備

(1) 指定避難所の指定（災害対策基本法第49条の7）

現在本市では、小学校、中学校、高等学校、その他施設を避難所として指定している。

今後、新たに避難所を指定する場合は次の基準に基づき指定する。

- ・ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所に立地していること。
- ・ 耐震・耐火構造の公共建物など被災者等を滞在させるために、適切な規模を有すること。

➤ 避難所一覧については資料編参照

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

(2) 福祉避難所の指定

避難所に避難した要配慮者等のうち、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、共同生活が非常に困難な（自傷行為、他害行為、夜間せん妄、徘徊、パニック、汚損等のおそれがある）者とその家族のため、市内の高齢者・障害者・児童福祉施設等を福祉避難所に指定している。また、市内の社会福祉施設運営事業者と災害時における要配慮者の受入れ協定を締結している。

(3) 避難所の指定除外施設

災害時に応急対策活動等の拠点となる水道庁舎等の公共施設や川口市立医療センター（基幹災害拠点病院）については、活動の支障とならないよう避難所として指定する施設から除外する。

(4) 避難所補完施設の把握

本市は、避難所の飽和状態の解消や感染症対策として、指定避難所以外に避難者を受入れる避難所補完施設となる施設を把握する。

(5) 避難所の整備

避難所に指定した建物について、次の点に配慮し、整備を行う。

- ・優先的に耐震診断などを実施し、安全性を確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つことができるよう努める。
- ・食料などの備蓄を整備するなど、避難所として機能するよう努める。
- ・避難所に仮設トイレなどを備蓄するとともに、その設置・利用方法について習熟を図る。
- ・施設管理者と町会・自治会が協議し、管理運営方法などの事前計画の策定と運営訓練の実施を図る。
- ・要配慮者（高齢者・障害者・乳幼児・妊娠婦・傷病者・難病患者・医療的ケアを必要とするかた等）であっても、共同生活が送れるかたのための福祉スペースを整備するよう努める。
- ・医療的ケアが必要な要配慮者に対する医療機器等への電源提供のための資機材等を整備するよう努める。

(6) 避難所補完施設の把握

本市は、避難所の飽和状態の解消や感染症対策として、指定避難所以外に避難者を受入れる避難所補完施設となる施設を把握しておく。

5-2. 避難場所の指定・整備

(1) 避難場所の指定

ア 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）

現在本市では、学校施設、敷地の広い公園やスポーツセンター、大型商業施設等を指定緊急避難場所として指定している。指定緊急避難場所は、広域避難場所、一次避難場所、指定緊急避難場所（風水害）に分類される。

イ その他の避難場所

指定緊急避難場所以外の避難場所として、市内の公園等を一とき避難広場に指定している。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

また、近隣市・東京都 23 区や公園管理団体、民間の大型商業施設と避難場所の利用に関する協定の締結推進を図る。

➤ 避難場所一覧については資料編参照

ウ 避難場所の指定基準

地震や風水害など災害の状況や被害の発生状況によって利用する避難場所が異なる。各避難場所の指定基準は次のとおりである。

(ア) 広域避難場所

- ・大規模な災害で、一とき避難広場や一次避難場所では収容が困難な場合や火災による延焼が拡大し、一次避難場所などにも危険がある場合などに避難する場所で、火災の輻射熱から身を守るために面積は 10ha 以上必要になる。
- ・面積 10ha 未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難場所としての機能を有する公共施設などの土地の区域との合計面積が 10ha 以上となるもの。
- ・各地点から概ね 2km 以内にあるように配置する。

(イ) 一次避難場所

- ・身体と生命の安全を守るために一時的に避難が必要なときに、家族や近所の人とともに様子をみるために避難する公園や敷地の広い中学校、スポーツセンターなどの公共空地で面積が 1ha 以上のもの。
- ・各地点から概ね 500m 以内にあるように配置する。

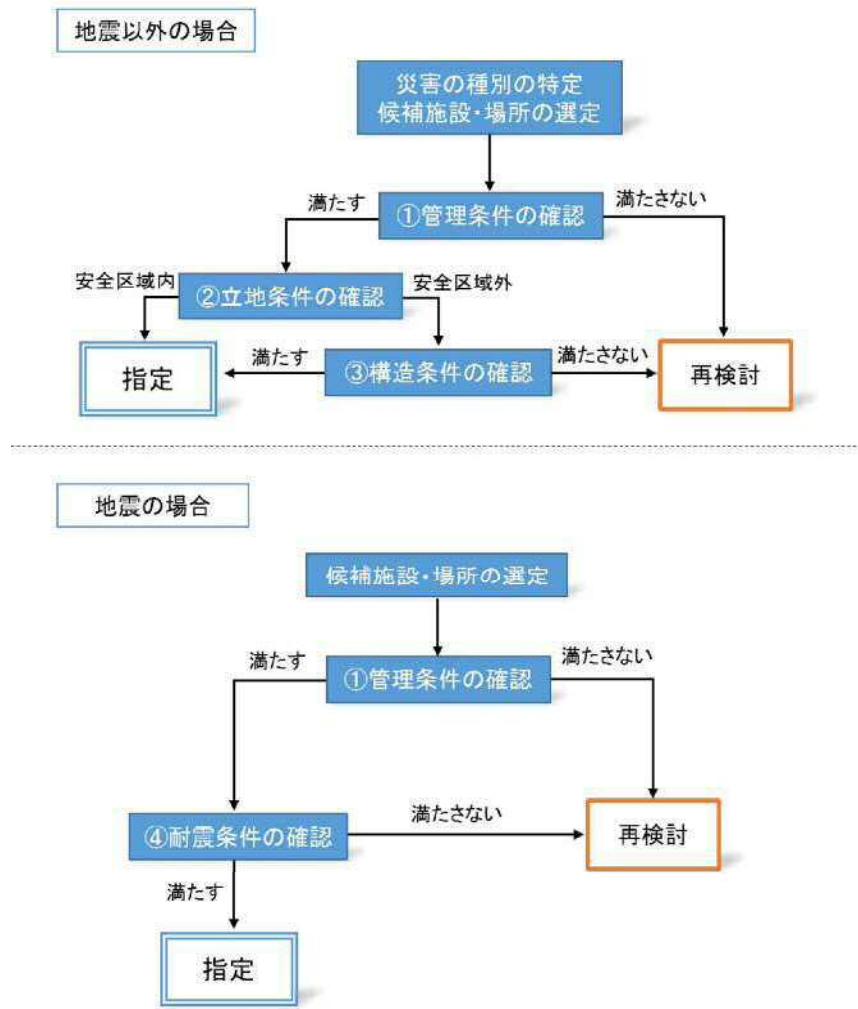
(ウ) 一とき避難広場

- ・災害発生初期に、市民がひとまず避難して、災害の推移を見定めつつ身の安全を確保できる公共空地。
- ・各地点から概ね 250m 以内にあるように配置する。

(エ) 指定緊急避難場所（風水害）

- ・河川の氾濫や集中豪雨等から生命（いのち）を守る場所として、市内小・中・高等学校や公民館等の公共施設、協定を締結した民間施設を「指定緊急避難場所」として指定する。
- ・指定する施設のうち浸水想定区域内にある施設は、想定浸水深よりも高い階層を避難場所として指定する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上



※上記フローは一連の手順を例として示したものであり、各条件を確認する順序について、必ずしも①管理条件の確認を始めに行う必要はない。

出典：指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成29年3月/内閣府）

図 避難場所の指定に関する手順

(2) 避難場所の整備

広域避難場所については、本市の北部、北東部、南西部で広域避難場所から2km以上離れた場所が点在する。一次避難場所及び一とき避難広場の両方が居住地から離れている地域も存在するため、公園整備に努めるとともに、民間事業者との避難場所利用に関する協定締結などにより、避難場所の確保に努める。

また、広域避難場所、一次避難場所においては、避難者の収容体制の整備として、防災倉庫の設置、救援物資の備蓄、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、電源の多重化に向けた非常電源設備の確保などの災害応急対策に必要な施設を整備し、平常時から点検を行う。

さらに、災害に対する強靭性を持ち、平常時の環境負荷軽減にも貢献する自立・分散型の発電設備の設置推進など、多様な発電手段を用いた電力供給の安定化に向けた取組も検討していく。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

6. 避難路の指定・整備

6-1. 避難路の指定

避難路は、災害時の避難者の安全な通行の確保及び震災による火災延焼時に避難者が広域避難場所に避難するための道路であり、現在本市では18路線を指定している。

市の北部では指定された避難路がなく、また、南部においてもネットワーク化されていない。このため、市内全域をカバーすることを長期的な目標とし、避難路としての道路整備、既存道路の拡幅などを順次進める。

避難路は、次の基準に基づいて指定する。なお、指定の際には避難者数、避難時間、沿道の建築物の状況、車両の通行量、緊急車両の活動などに十分配慮する。

- ・避難場所等から概ね500m以内にあるように配置し、広域避難場所・避難路間相互のネットワークとして構成する。
- ・幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- ・避難路沿いには、火災・爆発などの危険の大きい施設がないよう配慮する。
- ・複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

6-2. 避難路の整備

指定された避難路の沿道に対して、防火・準防火地域の指定、建築物の不燃化などの施策を推進する。また、案内標識の整備、避難路自体のバリアフリー化など、円滑に避難が行えるよう整備を図る。

(1) 防災標識の整備

市民の迅速な避難行動を支援するために、避難誘導標識等の防災標識の設置及び維持管理を適切に実施する。また、文字の大きさや配色の工夫等により、高齢者・障害者に配慮した視認しやすい標識の作成に努めるとともに、外国語を併記する等、外国人への配慮を踏まえた標識を整備する。

7. 遺体安置所

7-1. 遺体安置所の整備

災害時に多数の死者が発生した場合に備えて、遺体を安置する場所、検視を行う場所を整備する。

また、施設管理者と協議を行い、遺体安置に関する役割分担を明確にするとともに、一時的に遺体を安置できるよう資材などを備蓄する。

8. その他の拠点

8-1. 防災公園

本市では、災害時に一時的な避難者の収容、応急・復旧・復興の拠点などの防災機能を有した都市公園を、防災公園として位置付けている。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第3節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、被害、救助、避難、安否、救援物資等に関する情報などを迅速かつ的確に収集、共有、分析、伝達する体制の整備を図る必要がある。また、災害時には、通信施設の損壊、伝送路の切断、又は焼失、アクセスの集中等により、平常時の通信手段が利用できない状況も想定され、代替手段の整備も重要である。

これらのことから、本市は、情報通信技術の進展や過去の災害の教訓等を踏まえ、情報収集等に関するシステムを整備するとともに、通信の途絶時を想定した情報通信設備の整備を進めている。

1. 災害に関する情報

災害時に迅速な処理・分析が行えるよう、災害時の情報の区分、処理・分析方法について平常時から各部局で役割の確認を行う。

1-1. 災害時に取り交わされる情報

災害時において、収集、共有等が必要な情報は主に次のとおりである。

- ・観測情報：地震計、雨量計などからの情報
- ・被害情報：物的被害、人的被害、機能障害等に関する情報
- ・措置情報：国、県、市、防災関係機関の行う対策に関する情報
- ・生活情報：ライフラインなど生活に関する情報

1-2. 事前に準備すべき情報

災害時に備え、平常時から準備すべき情報は主に次のとおりである。

- ・地域情報：地形、地質、人口、建物、公共施設などの情報
- ・支援情報：防災組織、対策手順、基準などの情報

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

2. 災害時の情報ネットワーク

2-1. 情報収集等に関するシステム

本市は、災害に関する様々な情報を収集、共有するために、次のシステム等を整備・活用している。市災害情報システム、被災者生活再建支援システム及び埼玉県災害オペレーション支援システムは、主に情報の共有、分析、伝達に活用し、その他のシステム等については、情報収集のために活用している。

- ・市災害情報システム
- ・埼玉県災害オペレーション支援システム
- ・被災者生活再建支援システム
- ・防災監視カメラ
- ・SNS 緊急・警戒情報配信サービス
- ・全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ・震度情報ネットワークシステム（埼玉県）
- ・埼玉県川の防災情報システム
- ・気象庁や国土交通省等の各種ホームページ
- ・新総合防災情報システム（内閣府）

2-2. 情報通信設備

本市は、職員間や防災関係機関との連絡手段として、主に電話やメール、ビジネスチャットや市災害情報システム等を活用するが、通信の途絶時など平常時の連絡手段が利用できない場合には、次の手段も併せて活用する。

- ・固定系防災行政無線（アンサー機能）
- ・移動系防災行政無線
- ・IP 無線機
- ・衛星携帯電話
- ・埼玉県防災行政無線システム（衛星系）

2-3. 情報通信設備の安全対策

本市は、災害時に情報通信設備が十分機能し活用できる状態に保つため、非常用電源の整備、バッテリー及び可搬型電源装置の確保といった対策を講じている。

特に、災害対策本部機能の中核を担う情報収集室においては、過去の災害において LGWAN 接続回線が輻輳した経験等から、災害対応用にインターネット回線を整備し LGWAN 接続回線と併用することで、通信障害のリスクを分散している。

また、インターネット回線についても、複数の回線を整備している。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

3. 情報連絡体制

3-1. 庁内の体制

本市は、災害が発生、若しくは発生のおそれのある場合には、危機管理部を中心に災害情報の収集体制を確立する。

各部局においては、災害時に必要となる情報を事前にイメージし、災害時にすぐに必要な情報を確認し活用できるよう、平常時から準備しておくことが必要である。

3-2. 防災関係機関との連携

本市は、災害が発生、若しくは発生のおそれのある場合には、速やかに防災関係機関との連絡体制を確立する。その中でも、特に県との連携が重要である。

また、その他の防災関係機関のうち、特に、電力やガス、鉄道といったインフラについては、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、災害時に迅速な連携が行えるよう、平常時から民間事業者と緊密な連携体制を構築することが重要である。

3-3. 情報通信設備の整備・点検

本市は、災害発生時の情報伝達に支障が生じないよう、平常時から情報通信設備の整備・点検に努めるとともに、実際に設備を使用する機会を設けるため、情報伝達訓練を定期的に実施するなど、職員の操作の習熟に努める。

3-4. 人材の育成

本市は、情報の収集、共有のために必要なシステムに関する研修や訓練を行い、システム操作が可能な人材の育成に努める。特に、市災害情報システムは、災害時にはあらゆる職員がシステムを操作する必要が生じるため、平常時から定期的に研修や訓練を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第4節 災害及び防災に関する調査・観測などの推進

1. 基礎的調査研究

災害の予防対策や応急対策を効果的に実施するため、本市の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を推進する。

- ・防災アセスメント調査に関する調査研究
- ・防災ハザードマップの作成・周知

2. 災害対策に関する調査研究

防災アセスメント調査（令和4年度）で確認された災害の危険性に対して効果的な防災活動が実施できるよう、各部局において次の調査研究を行うよう努める。

また、危機管理部においては、各部局の調査研究結果を整理し、必要に応じて地域防災計画の修正に反映する。

- ・大規模災害等に関する調査研究
- ・避難者の安全確保に関する調査研究
- ・効果的な緊急輸送に関する調査研究
- ・災害情報の伝達などに関する調査研究
- ・社会的混乱の防止に関する調査研究
- ・災害時の生活安定に関する調査研究
- ・災害復興に関する調査研究

第5節 男女共同参画の視点への配慮

本市では、本計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いによる男女双方の視点及び多様な性などへの配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画の推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備に努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第3章 市民の安全確保に対する備え

災害が発生した際に、市民の安全を確保するため、避難誘導、被災者の救出・救助活動、負傷者の救命・救急活動、二次災害防止などの対策を推進する。

第1節 消防活動に対する備え

地震発生後の火災の延焼拡大を防止し、市民の安全を確保するための消防体制の整備を図る。

1. 出火の防止

1-1. 一般火気器具からの出火防止

(1) 暖房器具からの出火防止

地震時における最も多い出火要因は、ガスコンロや石油ストーブなどの一般火気器具である。

地震時には速やかに火を消すこと、平常時から火気器具周辺に可燃物を置かないことなどの対策を積極的に講じる。

また、石油ストーブなどで普及している耐震自動燃料遮断装置及び過熱防止機能を備えたガス器具の普及に努める。

(2) 電熱器具、電気機器からの出火防止

阪神・淡路大震災時には、電熱器具、電気機器、屋内外配線が出火原因となり火災が発生した。なかには倒壊家屋や避難中の留守宅において通電火災が発生し、地震後数日間にわたり新たな火災が発生した。

こうした火災の防止のため、地震時には、ブレーカーを落としてから避難するなどの普及啓発に努める。

また、通電火災防止のために感震ブレーカーを設置することは国が推奨している有効な手段であるため、市においても積極的な普及促進をしていく。

1-2. 化学薬品などの出火防止

工場、研究機関などで保有する化学薬品は、地震による落下、棚の転倒などにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火などにより出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性がある化学薬品は分離して保管、また引火性の化学薬品は出火原因となる火気器具などから離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図るよう、化学薬品を取り扱う市内の工場、病院、研究機関、学校などに対して通知する。

1-3. 住宅用火災警報器の設置促進

住宅用火災警報器の更なる設置促進のため、奏功事例を紹介しながら必要性及び有効性を広報し、指導する。また、設置済みの住宅用火災警報器は、適正な維持管理や機器本体の交換時期の確認及び電池切れ等がないよう市民への周知を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

2. 初期消火体制の充実強化

2-1. 初期消火器具の設置促進

一般家庭において住宅用消火器などの初期消火器具の設置を促進するため、消防訓練などの機会を捉えて積極的に指導し、住宅用消火器の普及を進めるとともに、街角消火器の維持管理を行う。

2-2. 耐震性貯水槽の整備

本市では、町会・自治会を基本単位とし、災害時の消火活動用水として耐震性貯水槽を整備してきた。火災鎮火後には生活用水としての活用も可能である。

令和6年10月現在、市内230町会・自治会のうち148町会・自治会を対象とし、146町会・自治会に整備している。(大型中高層集合住宅が単独で自治会を組織し、用地が私有地である場合は、設置対象外としている。)

今後は、「川口市消防局耐震性貯水槽設置計画」に基づき未設置の町会・自治会を対象に、公園などの公共用地に順次設置する。**また、延焼危険の高い町会・自治会に対し、複数基設置する。**

2-3. 経年防火水槽の補強及び長寿命化

本市の公設防火水槽935基のうち、345基は50年以上経過している。50年以上経過している防火水槽は、震災による崩落や老朽化による漏水等で、初期消火用水としての活用ができないリスクがあることから、「川口市経年公設防火水槽補強工事実施計画」に基づき経年防火水槽の補強及び長寿命化を実施する。

2-4. 消防団施設の整備

発災直後の初動対応に必要な消防団車両、装備品等を計画的に整備するほか、大規模災害時において災害救助活動が長期化するため、地域防災の中核を担う消防団員が活動に専念するために必要な待機室等を備えた消防活動拠点施設を整備する。

2-5. 自主防災組織に対する指導

震災時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制の充実が必要である。そのため、地震時に地域及び事業所などの防災組織が効果的に機能するよう、育成と活動の一層の充実を支援する。特に市民による消火器やバケツリレーなどによる初期消火力を高め、消防局及び消防団と一体となって、地震火災防止のための活動体制を確立する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

3. 火災の拡大防止

3-1. 資機材の整備

消防局は、通常火災に対する資機材を整備するほか、震災対策用資機材として自然水利を最大限活用できる大型資機材を整備するとともに、可搬ポンプ、油圧ジャッキ、簡易担架、破壊器具及び無人航空機等を計画的に整備する。

3-2. 特殊車両などの整備

消防局は、市内の道路狭隘地区にはCD-I型の消防ポンプ自動車を整備するとともに、小型動力ポンプ付積載車を整備する。また、震災時等の木造密集地域での火災に備えた土木建設機械等、大規模倉庫や地下鉄等での火災に備えた大型プロア一装置、無人航空機での情報収集を行う指揮支援隊の車両及び災害対策情報連絡員を県、市災害対策本部へ派遣するための緊急車両を計画的に整備する。

3-3. 消防水利の整備

消防局は、震災時において、地震の影響により消火栓の使用が制限されることを考慮して、同時多発火災や大規模市街地火災への対応を図るため、市内の町会・自治会を基本単位として、災害時の消火活動用水として耐震性貯水槽を整備するとともに、経年防火水槽の補強及び長寿命化を計画的に行う。

4. 水防活動に対する備え

4-1. 水防管理団体の体制整備

(1) 水防管理団体の義務

水防管理団体の長（以下「水防管理者」と）と、平常時から消防団などによる地域水防組織の整備を図る。

(2) 水防体制の整備

河川ごとに重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

河川の公共施設管理者は、平常時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所轄施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

河川及び農業用排水施設管理者等は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟するよう人材の育成に努める。

(3) 地域水防組織の育成強化

平常時から消防団の研修及び訓練を実施し、地域水防組織の充実と習熟に努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

4-2. 水防資機材等の操作訓練

(1) 水門などの操作

排水機場、水門などの操作担当者は、その操作方法を習熟するため、県・関係機関と合同で操作訓練等を実施する。

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急対策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上
第6章 災害時支援計画及び応援計画				

第2節 避難に対する備え

災害発生の危険性が迫った市民又は家屋の倒壊、損失、ライフライン途絶などの被害を受けた被災者を迅速かつ安全に避難誘導するため、避難計画を策定する。

1. 避難情報の伝達

災害対策基本法において、市町村は市民の生命及び身体を災害から保護するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令するものとされており、本市ではその権限は市長に付与されている。

避難情報の発令については、市町村において、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を平常時から行わなければならないとされており、本市においては洪水や土砂災害に備え、事前に基準を定め、伝達方法の整備を行っている。

1-1. 避難情報の発令基準

避難情報は、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の3つの種別に分けられ、それぞれ警戒レベル3、4、5と定義され、数字が増えるにつれて危険性が高まっている状況を表している。発令は災害の危険性が高まっている区域を対象に行う。

高齢者等避難は、避難行動に時間を要する者、避難指示は対象区域のすべての者に対し、危険な場所からの避難を呼びかけるものである。

また、緊急安全確保が発令されるのは、既に災害が発生又は切迫している状況であり、これまでの遠方への避難ではなく、屋内での垂直避難など、命を守るための行動へと変容するよう呼びかける。

なお、本市が災害の状況を確実に把握できるとは限らないため、この避難情報は市長から必ず発令される情報ではない。

避難情報の発令基準は災害の種別ごとに定めており、本市では風水害と土砂災害について定めている。

(1) 風水害

風水害時には、避難情報の発令を判断する情報として、河川の水位情報を参考としている。具体的には、洪水予報河川や水位周知河川といった、「洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川」としてあらかじめ指定された河川の水位について、一定の水位を発令の基準としている。

また、河川の水位以外にも、堤防等の施設の異常が確認された場合や、台風情報や洪水警報といった気象情報等も参考にし、発令の判断を行っている。

(2) 土砂災害

土砂災害に関する避難情報の発令については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を対象とし、気象庁や県から発表される「土砂災害警戒情報」や「大雨警報（土砂災害）」、そのほか、

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

さらに細かい範囲で土砂災害の危険度が分かる「土砂災害の危険度分布」等を参考にし、発令の判断を行っている。

なお、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）は、市町村単位で発表されるが、実際には危険度に地域差があることから、あらかじめ設定した避難情報の発令地域と土砂災害の危険度分布とを参照し、避難情報の対象区域及び発令の判断をする。

(3) その他

竜巻、雷、急な大雨といった現象は、発生する場所や時刻を予測することが困難であることから、国の避難情報に関するガイドラインにおいても、避難情報の発令の対象としていない。

また、火山災害に伴う避難や、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合の避難については、本市では独自に定めていないが、各事象に関する国の個別のガイドラインにおいて定められている。

1-2. 避難情報の伝達方法の整備

避難情報を発令する際には、少しでも多くの避難対象者に対し、より確実に情報を伝達するため、複数の情報伝達手段を整備している。いずれの方法も、情報を伝達できる条件や情報量などがそれぞれ異なるため、今後も他の伝達方法の導入について検討する。

- ・防災行政無線
- ・きらり川口情報メール
- ・LINE 川口市公式アカウント
- ・川口市災害緊急情報配信システム（自動架電・ファクシミリ配信サービス）
- ・緊急速報メール
- ・Yahoo!防災速報
- ・L アラート
- ・川口市ホームページ
- ・各種 SNS (X (旧 Twitter)、Facebook)
- ・広報車、消防車両による広報
- ・町会・自治会などを通じての伝達（電話等）
- ・公共施設等への掲示

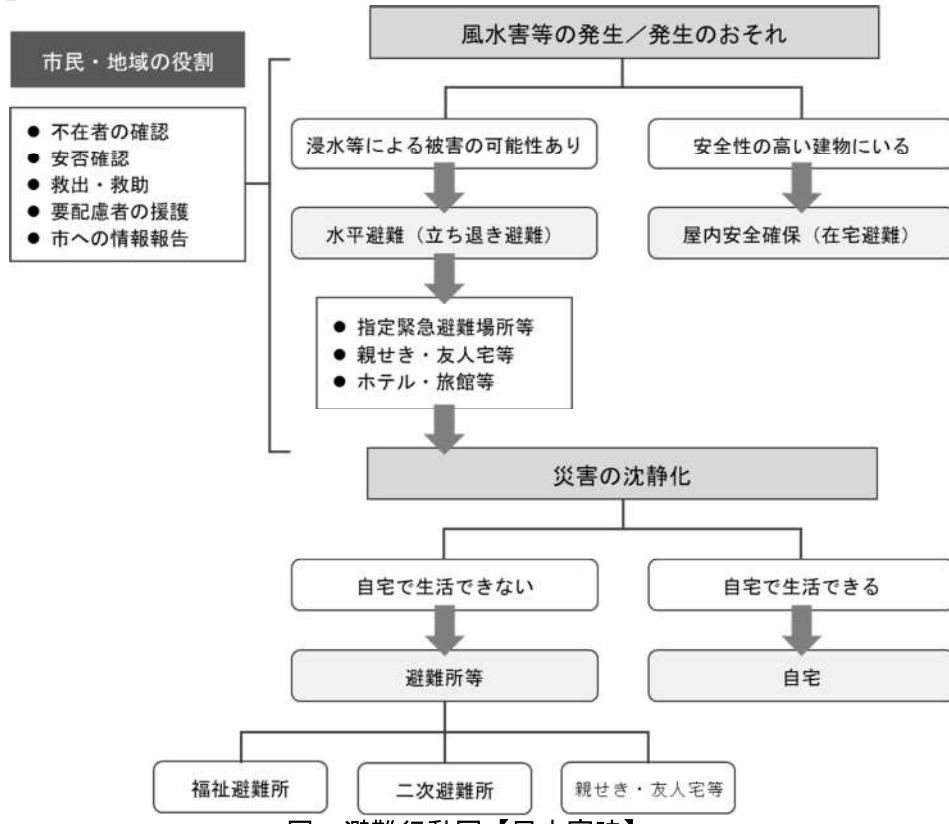
2. 避難誘導体制

2-1. 避難誘導体制の整備

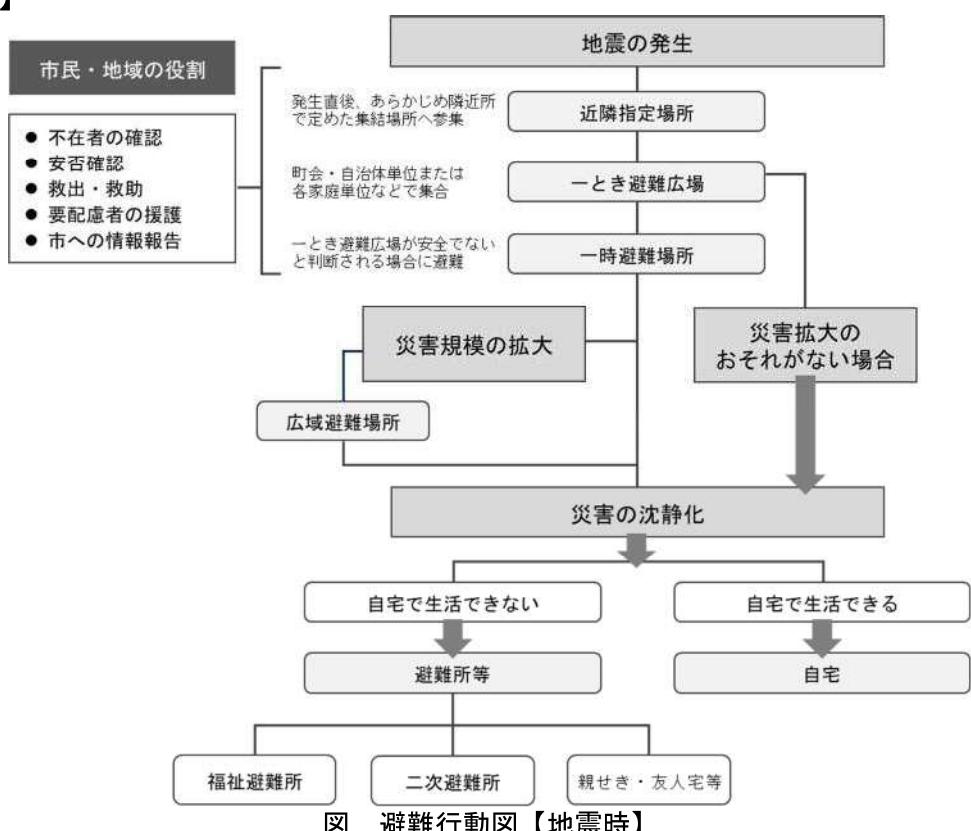
安全な避難誘導を実施するためには、避難所・避難場所の整備、避難路の指定に伴い、避難誘導体制の整備を図る。なお、要配慮者の避難誘導には、特に留意する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

【風水害時】



【地震時】



第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

2-2. 区分（定義）

(1) 指定緊急避難場所

- ・河川の氾濫や集中豪雨等から生命を守る場所として、一時的に緊急避難するための施設
※避難する際には、食料や飲料水、室内履きや毛布など各自で必要な物を持参

(2) 指定避難所（福祉避難所含む）

- ・地震や洪水により家屋に被害を受け、自宅での生活が困難な方を保護するために開設し、宿泊、食事など生活機能を確保するための施設
- ・施設の被害状況により開設ができない場合があるため、本市からの避難所開設情報に注意する必要がある
※避難する際は、食料や飲料水、室内履きや毛布など各自で必要な物を可能な限り持参

3. 市民への周知

3-1. 避難場所等の周知

避難誘導を円滑に行うため、市民にあらかじめ、どの避難路を通って、どの避難所へ避難するかなどについて周知する。また、災害時に避難所に指定されていない公共施設や応急対策活動等の拠点となる川口市立医療センター（基幹災害拠点病院）について併せて周知する。

周知する方法

- ・防災ハザードマップの配布
- ・市の広報紙への掲載
- ・防災標識などの設置

3-2. 市民が行う避難行動に対する備え

大規模な災害が発生した場合、適切な避難行動、避難誘導、安否確認及び要配慮者の把握など、自主防災組織が主体となり、平常時から実施できるように日頃から備える。

(1) 避難場所等及び避難経路の把握

自主防災組織などに対し、災害時に集結する場所（近隣指定場所）を定め、近隣住民への周知を指導する。

(2) 地域の要配慮者の把握

自主防災組織ごとに、避難行動要支援者名簿を基に地域の支援を要する理由などを確認し、適切な支援を実施できるように避難誘導等の計画を策定する。

(3) 中高層集合住宅などにおける避難体制の確立

安否確認や高層階の避難誘導、在宅避難等の避難体制を確立する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

4. 避難所等の運営体制

4-1. 避難所等の運営体制の整備

(1) 避難所

本市では、避難所等運営・開設の手引きを作成しており、併せて毎年市内の各小・中・高等学校に「避難所等開設・運営マニュアル」のテンプレートを配布し、各学校においてそれぞれの実情に応じたマニュアルを作成するよう指導している。

ア 記載事項

- 避難者の受入れ
- 衛生管理
- 要配慮者や女性、性的マイノリティ等への配慮
- 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）
- 避難者の健康管理
- 感染症対策
- ペット専用の避難スペースの確保

イ 避難所運営組織構成

- 運営組織は、本部長、副本部長、各活動部の部長・副部長及び避難所の管理者（学校長及び教頭）で構成する
- 活動部は、庶務部、物資部、救護・衛生部、施設管理部で構成し、町会・自治会ごとに役割を割り振る
- 各活動部の部長・副部長は、町会・自治会員の中から会長が指名する
- 必要に応じてボランティアを各部局に配置する
- 避難所となる施設の職員（教職員）は、各活動部の活動を支援する

(2) 福祉避難所

福祉避難所は、「福祉避難所設置・運営マニュアル」により運営を行う。

ア 福祉避難所の受け入れ対象者

イ 発災から福祉避難所への避難工程

ウ 福祉避難所における避難者の支援

(3) 指定緊急避難場所（風水害）

本市では、指定緊急避難場所となる各学校及び公民館等において、それぞれの実情に応じて避難場所の開設や運営に関する次の事項を記載したマニュアルを作成している。

- 避難者の受入れ
- 衛生管理
- 要配慮者や女性、性的マイノリティ等への配慮
- 感染症対策

4-2. 避難所等における広報体制の整備

避難所等における広報手段としては、校内放送、掲示板への掲示、広報紙、チラシなどの配布などが考えられる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

避難所等における広報が迅速かつ適切に行えるよう、平常時から広報手段などについて検討するとともに、市災害対策本部との情報伝達手段を確保するよう移動系防災行政無線を計画的に配置する。また、要配慮者に配慮した広報手段についても検討する。

5. 避難計画の策定

5-1. 防災上重要な施設における避難計画の策定

多数の人員が集まる施設など、特に防災上重要と考えられる次の施設において、施設管理者は本市と協力し、あらかじめ避難計画を策定する。

本市においては、次の施設の避難計画策定に関して助言・指導を行う。

(1) 学校

教育関係機関、各校長は地域の特性を考慮した上で、避難経路、避難時期及び誘導並びにその指示伝達の方法などに関する避難計画を作成する。

また、災害時の応急教育、給食の方法に関する協議も併せて、学校防災マニュアルとしてまとめる。

(2) 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合を想定し、収容施設の確保、搬送の実施方法などに関する避難計画を定める。計画の策定時には他の医療機関や本市の保健部局と調整を図り、一体的な計画となるよう留意する。

(3) 高齢者、障害者、児童施設など

社会福祉施設運営団体や施設管理者は、避難の場所、避難経路、避難時期及び誘導方法並びに避難場所への移送に関する計画をあらかじめ定める。

計画の中には施設入所者の状態及び必要な援護方法などの整理に関して記載し、避難誘導・移送が円滑に行えるよう準備する。

(4) 高層住宅、高層ビル

施設管理者は、災害時の情報伝達体制、各階の避難経路、近隣の集合場所、避難所までの経路、避難誘導などに関する計画をあらかじめ定める。

(5) 大規模集客施設、地下街及び駅など

大規模集客施設や地下街、駅など不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で避難所、避難経路、避難時期及び誘導並びに広報案文などに関する計画をあらかじめ定める。

(6) 工場、危険物保有施設

従業員、近隣市民の安全確保のため、避難方法、本市や警察及び消防署との連携などに関する計画をあらかじめ定める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第3節 救急・救助活動に対する備え

災害時においては、生命の危機にさらされている者の人命救助が何よりも優先されなければならない。人命救助を迅速かつ的確に行うためには、平常時から救急・救助体制について検討し、救急・救助用資機材を整備しておくことが必要である。

1. 救急・救助体制の整備

1-1. 救急・救助用資機材の整備と訓練

消防局、消防団及び自主防災組織における救急・救助用資機材などの整備を行い、消防団員及び市民・事業所に対する救急・救助訓練を実施する。

1-2. 高層建築物などに関する救急・救助体制の整備

高層建築物などに関する救急・救助活動に関しては、管理組合と防災管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制強化に努める。

2. 傷病者搬送体制の整備

2-1. 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方支援医療機関に搬送するため、医療機関の被害状況や、空き病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、消防局、県及び後方支援医療機関との情報体制に関する確認を行う。

2-2. 搬送先医療機関の選定

あらかじめ地域ごとに、医療機関の規模、診療科などを基に、およその搬送先順位を定める。発災時には、医療機関の被災情報や搬送経路などの様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を選定する。

2-3. 搬送経路

多数傷病者発生により消防局による搬送が行えない場合も考えられるため、本市は市民及び防災関係機関の協力を得て被災現場から救護所までの搬送を行えるよう、あらかじめ地域ごとの救護所の位置、搬送経路、搬送体制について検討を行う。

また、これらの情報は各地区の自主防災組織に対して公表し、緊急時の協力体制の確立に努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

2-4. ヘリコプターによる搬送

あらかじめ市内の飛行場外離着陸場（運動場等）や医療機関のヘリポートを考慮して、緊急時の受入れに関する連絡体制について検討する。また、県防災ヘリコプター、他都県市の保有する消防・防災ヘリコプターやドクターヘリなどによる重症患者の搬送計画を策定する。

3. 災害時広域医療搬送計画の策定

県では、大規模災害発生時に県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは十分対応できない場合に備え、災害時広域医療搬送計画の策定を行っている。

本市では、災害時広域医療搬送計画の内容を確認し、緊急時の円滑な活動に努める。

また、平常時においても、災害派遣医療チーム（DMAT）、自衛隊の派遣依頼の手続き等について確認し、緊急時に迅速に対応できるよう努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第4節 医療救護活動に対する備え

災害時における医療救護活動の内容を定め、応急時に対応する。

1. 初期医療体制の構築

1-1. 保健医療調整本部の設置準備

災害時に保健医療調整本部が迅速に設置できるよう、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築するための準備を行う。

【主な事項】

- ・保健医療調整本部の設置場所や運営等を検討する。
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、埼玉県看護協会などと情報を共有し、災害時の医療体制を計画する。
- ・医療機関、関係団体及び関係施設との情報収集方法について検討を行う。
- ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）などの応援の受入れについて、マニュアル整備などの受入れ準備を行う。

1-2. 救護所の整備

医療救護活動は、医療機関の診療機能が残存している場合には医療機関で診療することを原則とするが、傷病者が多数発生し医療機関が機能していない、若しくは被災状況が明らかでない場合は、医療機関付近にトリアージと軽症患者を処置するための救護所を設置する。設置のために必要な備品や医薬材料等については、救護所を設置する医療機関とあらかじめ協議しておく。

1-3. 医療救護チームの体制確保

本市は、医師会、歯科医師会などと災害時の医療救護活動についての協定を締結しており、それぞれの専門技術の提供について協議を行う。

医師会は、災害発生時における医療救護チームの出動要請に対応し得るよう、病院・診療所の緊急連絡網を整備するなど、迅速確実な連絡体制を確立しておく。

1-4. 備蓄医薬品、医療用資器材の種類及び数量の確保

医療救護チームによる初動救護活動に必要な医薬品及び医療用資器材について、人的被害の状況及び医療関連機関における現状のストックを勘査した上で、医師会、歯科医師会、薬剤師会などとの連携を図りながら備蓄計画を策定する。

また、現在災害時の医薬品提供について協定を締結している薬剤師会との協力体制について協議を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

1-5. 救急医療機関の災害時の対応力強化

医療救護チームによる初動救護活動に引き続く医療を実施する救急医療機関に対して、ライフライン途絶状態下での医療活動を想定した応急対策の策定を支援する。

なお、本市における県指定の救急告示医療機関は、救急病院が17箇所、救急診療所が1箇所である。

2. 透析患者・医療的ケア児などへの対応

人工透析など、継続的に医療措置を要する慢性疾患患者及び医療的ケア児などへの対応について、**県と調整を行い体制の整備を進める。**

3. 医療体制の整備

3-1. 災害拠点病院の機能

県では、基幹災害拠点病院として、川口市立医療センター等を指定している。災害拠点病院には、基幹災害拠点病院と地域災害拠点病院があり、基幹災害拠点病院は、地域災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して県の中心的な役割を果たしている。その要件は次のとおりである。

(1) 共通要件

- ・24時間緊急対応し、傷病者等の受入れ及び搬出を行うこと。
- ・重症傷病者の搬送先として傷病者の受入拠点になること。
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、派遣体制があること、またDMAT等の支援を受入れる体制を整えていること。
- ・救命救急センター(又は第二次救急医療機関)であること。
- ・業務継続計画を整備し、その計画に基づいた研修訓練を実施すること。

(2) 基幹災害拠点病院の要件

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)を複数保有し、派遣する体制があること。
- ・被災後早期に診療機能の回復ができる業務継続計画が整備された救命救急センターであること。
- ・災害医療の研修に必要な研修室を有すること。
- ・病院機能を維持するための全ての施設が耐震構造を有すること。
- ・病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。
- ・原則として県で1箇所設置すること。

(3) 地域災害拠点病院の要件

災害拠点病院の共通要件を満たし、複数の市町村で構成される救急医療を含む一般的な入院治療が完結するように設定した二次医療圏に1箇所設置される。

➤ 災害拠点病院に指定された病院の詳細については資料編参照

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第5節 要配慮者及び要配慮者利用施設等の安全確保に対する備え

市内には、高齢者や障害のあるかた、乳幼児、傷病者などの災害対応能力が低いかた、及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人など（「要配慮者」という。）が多数住んでおり、災害が発生した場合には、様々な配慮が必要になる。

また、自力で避難することが著しく困難であるかた（「避難行動要支援者」という。）については、特に災害時の避難支援や安否確認等が重要になる。

このため、本市は、災害時において、要配慮者はもとより避難行動要支援者の安全確保に対する備えを進める。

1. 対象区分

1-1. 要配慮者

要配慮者の区分は次のとおりとする。

- ・高齢者及び乳幼児、妊産婦
- ・日常から介護及び保護が必要な者で、避難行動に必要な支援の内容や方法などについて事前の把握が容易な者
- ・傷病者、障害者及び要介護認定者
- ・旅行者
- ・外国人

1-2. 避難行動要支援者

避難行動要支援者の対象者は次のとおりとする。

- (1) 市内に居住し、災害時に自力で避難することが困難な在宅者で、次のいずれかに該当する者のみで世帯を構成する者
 - ア 65歳以上の高齢者
 - イ 次のいずれかの障害者手帳を所持する者
 - (ア) 身体障害者手帳1~3級
 - (イ) 療育手帳④・A・B
 - (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級
 - ウ 介護保険による要介護認定において、要介護3~5の認定を受けた者
 - エ 指定難病医療受給者証を所持し、日常生活において補助が必要な者
 - オ 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持し、高額治療継続者を除く重症患者認定を受けている者
- (2) 上記(1)に掲げる者のほか、特に市長が必要と認めた者

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上
				第6章 災害時支援計画及び応援計画

1-3. 要配慮者利用施設

要配慮者利用施設等は次の施設を対象とする。

- ・社会福祉施設
- ・学校
- ・医療施設
- ・主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

2. 在宅の要配慮者への対策

2-1. 避難行動要支援者情報の把握

本市では「川口市避難行動要支援者登録制度」に基づき、高齢者・障害者などが災害時に支援を要する理由、必要な支援の種別などの情報を、本人の同意を得て収集・整理し、関係部局で共有することにより、災害時に避難行動要支援者が安全に避難できるよう、体制を整備している。

関係部局以外に、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、町会及び自治会、市社会福祉協議会、警察に情報共有を行っており、今後は制度の周知を図ることに併せて、各登録者に対して個別避難計画を策定する。

2-2. 避難支援体制の整備

災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成及び更新など避難支援体制を確立し安全確保に努める。

また、避難行動要支援者が安全かつ円滑な避難が行えるよう、個別避難計画に基づいた個々人の状況に応じた避難支援方法を検討する。

民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、町会及び自治会、市社会福祉協議会、警察は、避難支援等関係者として、避難支援等の実施に携わるため、平常時から避難行動要支援者名簿による情報の共有化を図り、発災時等においては、自らの安全確保に留意しつつ、名簿情報に基づき迅速かつ円滑な避難支援等を行う。

2-3. 避難所運営体制等の整備

要配慮者などに避難所での良好な生活環境が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。具体的には、聴覚に障害のあるかたや高齢者などへの災害情報の伝達を効率的に行うため、テレビやファクシミリの設置、要配慮者などを考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保などに努める。

2-4. 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者が置かれている状況に配慮した上で、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない場合の対応などを、

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

地域の実情に応じて記載する。

なお、個別避難計画を作成した際には、訓練等を行うことにより、計画の実行性が高まるよう努める。

2-5. 相談体制の確立

災害時に、被災者からの相談（金銭、健康、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育など）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、窓口に来ることができない被災者もいることから、関係機関などと連携し、積極的に現場への訪問や働きかけを行い、被災者の発見、状況把握に努める。

被災者の抱える課題は、一人ひとり異なることから、専門家などの協力を得て、状況を整理し、支援方針を検討するなどの相談支援体制の確立に努める。

3. 要配慮者利用施設等の対策

3-1. 消防計画、避難確保計画及び非常災害対策計画の作成

一定規模の人数を収容する建物の所有者及び賃借人は、防火管理者を定め、火災、地震その他の災害が発生した場合の対応に関する消防計画を策定する。

河川の洪水による浸水及び土砂災害のおそれがあると位置付けられた地域にある要配慮者利用施設は、施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保を図るため、水防法及び土砂災害防止法に基づいた避難確保計画を策定する。

また社会福祉施設等においては、介護保険法や老人福祉法等の関係法や関連通知に基づいた非常災害対策計画を策定する。

➤ 要配慮者利用施設一覧については資料編参照

3-2. 計画に基づく避難体制の整備

要配慮者利用施設及び社会福祉施設等の管理者等は、消防計画、避難確保計画及び非常災害対策計画の定めるところにより、施設利用者の迅速かつ円滑な避難を実現するため、災害時の情報連絡及び情報収集、避難の判断基準及び避難先の検討、必要な資機材の確保等を行うとともに、各計画に基づいた避難訓練を実施する。また、訓練の結果により、必要に応じて各計画の見直しを行う。

3-3. 地域との連携

(1) 役割分担の明確化

市内の各ブロックにおいて、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパーなどの社会資源を明らかにするとともに、本市、地域及び社会福祉施設の役割分担を明確にし、平常時から連携体制を確立する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

(2) 関連施設との連携

災害時に介護などを必要とする被災者が速やかに施設入所できるよう、日常から関連施設などとの連携を図る。

(3) 支援体制の確立

民生委員・児童委員、自主防災組織、町会・自治会、ボランティアによる災害時における支援体制を確立しておく。

3-4. 要配慮者利用施設等の相互支援

県と協議・調整を行い、本市及び県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が使用できない場合に、地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

3-5. 防災教育及び訓練の実施

施設管理者に対して、施設職員及び入所者への防災知識に関する普及・啓発を定期的に実施するよう指導する。また、各施設が策定した避難確保計画に基づき、消防局や市民などとの合同防災訓練、夜間や施設職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するよう指導する。

これらの実施に際して、本市は訓練内容の提案などの支援を行う。

3-6. 施設管理者に対する助言等

公共機関、その他集客施設の施設管理者に対しては、利用者が避難行動要支援者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行うよう指導する。

社会福祉施設の管理者に対しては、「消防計画」にとどまらず、「非常災害対策計画」、「避難確保計画」、緊急時の職員の初期対応や非常時の連絡先及び指揮命令系統などを定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るよう指導する。

(1) 要配慮者利用施設等の管理者に対する指導の内容

ア 職員参集のための連絡体制の整備

災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網などを整備して職員を確保する。

イ 防災関係機関などへの連絡体制の整備

災害時に施設の被害状況などを市災害対策本部や防災関係機関などへ迅速に報告できるよう、連絡体制を整備する。

ウ 安否情報の家族への連絡体制の整備

災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。また、次に示す物資などを備蓄するよう助言する。併せて、生活用水の供給に対応するため、水保有設備（タンクなど）の確保を促す。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

(2) 備蓄物資の例（入所者の性質による）

- ・非常用食料（高齢者・乳幼児などの特別食を含む）
- ・飲料水
- ・常備薬
- ・介護用品（おむつ、尿とりパッドなど）
- ・照明器具
- ・熱源（卓上コンロ、固体燃料、炭・薪など）
- ・移送用具（担架・車いす、リヤカーなど）

4. 外国人への対策

4-1. 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認などを迅速に行い、円滑な支援ができるよう、平常時において外国人の人数や所在の把握に努める。

4-2. 防災知識の普及・啓発

日本語の不自由な外国人に対して、外国語による防災パンフレットを作成する。併せて外国人との交流会や外国人雇用事務所など、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネットなどの広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報について外国語による情報提供を行う。

4-3. 防災訓練の実施

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施に努める。

4-4. 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、通訳・翻訳ボランティアなどの確保を図る。

4-5. 訪日外国人旅行者の安全確保

災害時の訪日外国人旅行者の安全確保を図るため、国土交通省観光庁が平成26年10月に定めた「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」を基に具体的な対策を実施する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第6節 帰宅困難者に対する備え

帰宅困難となった場合の対処法などについて啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を、県、近隣市・区など関係機関と研究・協議し、実施していく。また、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等と協力して、徒歩帰宅者に対する支援体制を確立する。

1. 被害想定

1-1. 帰宅困難者の発生

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行停止などにより、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難になる帰宅困難者が発生する。

1-2. 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

多くの市民が帰宅できなくなることから、地域の災害対応力の低下が想定される。

(2) 非居住者の増加

市外から通勤・通学する者も市内において帰宅困難者となることが想定される。

(3) 都内へ通勤・通学者の帰宅困難

市内から通勤・通学する者の多くが東京都内で帰宅困難になることが想定されるが、中央防災会議「防災対策推進検討会議」に設置されている「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」の被害想定によれば、都内全体では380万人から490万人（平日12時）が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれることが想定される。

(4) 主要駅等での滞留者の大規模化

県の推定によれば、県内で74万7千人（平日12時）の帰宅困難者が発生することから、鉄道等の運行停止により、主要駅等では、帰宅できない多くの駅前滞留者が発生し混乱することが想定される。

2. 帰宅困難者への対策

2-1. 市民が市外で帰宅困難に陥った場合への予防対策

(1) 帰宅困難者数の把握

防災アセスメント調査（令和4年度）に基づき、約4万9千人の市民が、市外で帰宅困難に陥るものと想定している。

(2) 市民への啓発

「自らの命や安全は自らが守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 灾害復旧・復興編	第5部 その他対策編	
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上	第6章 災害時支援計画及び応援計画

- 救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の妨げになる可能性があることから、企業や学校等の施設に留まるよう努める。
- 徒歩帰宅が可能となった場合に備え、帰宅グッズなど徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路を事前確認する。
- 災害時の行動は状況を確認して無理のない計画を立案・実施する。

(3) 安否などの確認方法

NTT 東日本災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、携帯電話各社等の提供する災害用伝言板サービスなどを利用した安否などの確認方法について周知する。

2-2. 市内で帰宅困難に陥った場合の対策

(1) 帰宅困難者数の把握

被害想定に基づき、約1万8千人の者が、市内で帰宅困難に陥ると想定している。

(2) 事業所などへの協力要請

各事業所に対して、災害発生時に従業員に対して適切な情報伝達及び指示が行えるよう、正確な情報収集、伝達について啓発する。

また、勤務先や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客などに対し、適切な対応が行えるよう、次の点に関して協力を要請する。

- 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水・食料の備蓄・入手手段の確保、情報の入手手段を確保し、従業員・顧客等の一斉帰宅を抑制
- 災害時の水・食料や情報の提供、仮泊場所などの確保

(3) 交通機関との連携

指定交通機関の管理者と協議・検討を行い、大規模災害などにより鉄道が長期間運行を停止する場合に備え、バスなどによる代替輸送の計画を策定しておく。

(4) 関係機関との連携

関係機関と連携して帰宅困難者対策に取り組むことができるよう、次の点について協議・検討する。

ア ガソリンスタンド、コンビニエンスストアなどの協定

県では、ガソリンスタンド及びコンビニエンスストアなどを一時休憩所（災害時帰宅支援ステーション）として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。また、協定を締結している店舗に対して災害時帰宅支援ステーションステッカーを配布し、周知活動を行っている。

本市においても、市内ガソリンスタンド、コンビニエンスストアなどと協力体制を構築している。

イ 徒歩帰宅者に対する支援の検討

徒歩帰宅者に対する支援について、関係機関との連携を検討していく。

ウ 川口駅周辺帰宅困難者対策協議会との連携

東日本大震災では、川口駅周辺でも多くのかたが帰宅困難者となつた。このことを教訓に、本市では、鉄道事業者、商業施設、公共機関等の駅周辺事業者が連携して活動できる

川口市地域防災計画 - 本編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

よう平成 24 年 11 月 22 日に協議会を設置し、災害時の対応について協議を行っている。
今後も、協議会構成員相互の連携を強化していく。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第4章 災害時の生活安定に対する備え

迅速かつ的確な災害対応を実施するため、防災用資機材及び食料・飲料水・生活必需品等の備蓄並びに調達等の供給体制の整備を行う。また、災害時の建築物の応急危険度判定や住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給体制や、災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報を提供するための広報体制の整備を行う。

第1節 防災用資機材の備蓄

本市は、迅速かつ的確な災害対応を実施するため、防災用資機材の備蓄を行う。

また、自主防災組織は地域の実情や組織の構成等を踏まえて、必要となる資機材の備蓄及び備蓄場所の確保を行う。

1. 備蓄計画

1-1. 目標数量及び品目

各避難所及び避難場所の収容人員の計画値、建物の被害想定に基づく必要量を推計した上で防災用資機材の目標数量を算出する。備蓄すべき防災用資機材の例としては、次のとおりとする。また、防災用資機材については、定期的に更新及びメンテナンスを行う。

表 備蓄すべき防災用資機材の例

資機材種別	例
初期消火資機材	消火器、可搬式小型動力ポンプ、組立簡易水槽
救助用資機材	のこぎり、バール、ジャッキ、AED、ヘルメット
救護用資機材	担架、救急箱、毛布、簡易トイレ、テント、ろ過浄水器
水害対策資機材	ボート、水中ポンプ、土のう袋、レインコート、長靴
その他の資機材	発動発電機、長期保存可能な燃料、投光機、ランタン

1-2. 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は速やかに利用できるよう分散配置する。このため、既存の備蓄場所に加えて自主防災組織や町会・自治会単位で備蓄場所を整備していく。

2. 水防用資機材の整備

本市は、水防倉庫等に備蓄している資機材を把握するとともに、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備・充実し、その維持・管理に努める。

これらの水防用資機材は、堤防決壊、浸水対策をはじめ、道路復旧等にも対応できるよう整備に努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第2節 食料・生活必需品の備蓄

災害時においては、道路等の損傷などのため、食料・生活必需品などの輸送が困難になることが想定されるため、食料などの備蓄・調達体制を確立しておく必要がある。

1. 備蓄計画

1-1. 食料等

被害想定に基づく避難者数の概ね3日分に相当する食料が必要と想定される。

県と本市がそれぞれ1.5日分の補給を実施すると考えたとしても、帰宅困難者や在宅避難者の分を考慮すると、市全体として相当数の備蓄が必要である。

本市は指定避難所、指定緊急避難場所及び集中管理場所も含めた防災倉庫に、長期保存が可能な主食・副食・乳児食等を備蓄しており、今後も適正な備蓄の確保に努めていく必要がある。

なお、備蓄品目は、保存期間が長く、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮する。

【例】

- ・主食（アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン等）
- ・副食（ビスケット、クッキー、缶詰等）
- ・乳児食（粉ミルク、離乳食等）

1-2. 生活必需品等

避難生活が長期化されることを想定し、市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、要配慮者や女性に配慮したものを備蓄する。

【例】

- | | | | | |
|--------|------------|--------|----------|---------|
| ・毛布 | ・トイレ衛生用品 | ・下着 | ・靴下 | ・簡易トイレ |
| ・懐中電灯 | ・ラップフィルム | ・おむつ | ・防塵マスク | ・生理用品 |
| ・石鹼 | ・ウェットティッシュ | ・マスク | ・使い捨てトイレ | ・消毒液 |
| ・簡易食器 | ・更衣室等ボックス | ・簡易ベッド | ・避難所シート | ・簡易間仕切り |
| ・タオル 等 | | | | |

2. 市民が行う備蓄

本市の防災倉庫に備蓄される食料・生活必需品・飲料水のみでは不足する事態が想定され、また、避難生活が長期化することを想定し、市民自らが「最低3日間、推奨1週間」分の備蓄を目指とする。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

3. 調達計画

災害の規模が大きく、避難生活が長期にわたる場合、備蓄物資だけでは不足することが想定される。そのため、食料・生活必需品の調達に関して必要数量などを把握の上、あらかじめ本市の防災倉庫に備蓄する物資以外についても検討し、市内の食料取扱事業者や生活必需品取扱事業者などと協定を締結する。

また、備蓄するには不適当なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他スーパーなどの販売事業者と協議し、その協力を得る。

第1部
総則

第2部
災害予防編

第3部
災害応急策編

第4部
災害復旧・復興編

第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第3節 飲料水等の供給に対する備え

災害時には、広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないものと予想されており、災害救助法の適用の有無に関わらず、被災者等への飲料水の供給を実施する。そのため、平常時から水道施設及び災害時の応急給水体制を整備する。

1. 飲料水等の確保

1-1. 基本計画

生命維持のために必要な最低限の水の量は1人1日3リットルといわれているが、炊事、衛生など生活維持のために必要な1人1日15~20リットルを必要量として捉え、これを目標として飲料水の確保に努める。

1-2. 応急給水システムの整備及び周知

指定給水所にコンパクトに収納が可能な1t強化段ボール製貯水槽及び応急給水栓（レスキュータップ）等を配備し、各浄配水場から給水車により運搬される飲料水を貯留し、市民に供給する。

また、給水車の確保や運搬ルートの問題も予想されるため、指定給水所等には長期保存が可能なボトル水を備蓄する。

なお、市民への指定給水所の周知については、広報紙、広報車、インターネット等を通じて行う。

1-3. 市民の貯水意識向上

市民及び自主防災組織等に対して、広報紙、インターネット等を通じて日頃から災害に備えて飲料水等を備蓄するよう広報を行い、市民の貯水意識の向上を図る。

2. 給水資機材の整備

災害時の応急給水に備え、上青木浄水場、神根浄水場、新郷浄水場、芝園配水場、石神配水場、横曽根浄水場、鳩ヶ谷浄水場に給水資機材を配備する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第4節 防災倉庫などの整備

本市が備蓄を管理している防災倉庫は、主に各指定避難所、各指定緊急避難場所に設置しており、防災用資機材や食料・生活必需品、飲料水を備蓄している。

備蓄物資の拡充のために今後も計画的に防災倉庫の整備を進めていくとともに、各避難所の防災倉庫を補完し、物資の効率的な運用を図るため、拠点となる新たな防災倉庫を整備する。

第5節 環境衛生に対する備え

1. 遺体の火葬に対する備え

1-1. 資材の確保

本市は、災害時に棺、ドライアイス等の火葬資材が不足する場合に備えて、あらかじめ関係事業者あるいは他市町村との協定を締結するなどの事前対策を実施する。

1-2. 火葬能力の確保

本市は、災害時の火葬能力の確保のため、市内葬祭事業者等と協定を締結し、迅速に火葬ができるよう努める。

また、川口市めぐりの森の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行う事が不可能となることが予想される場合、県と調整し、近隣の火葬場を有する市町村に依頼して、広域的に火葬施設を確保する。

2. 防疫・衛生に対する備え

2-1. 防疫体制の整備

本市は、災害時において迅速な防疫活動ができるよう、体制を明確にし、所要人員の動員計画を作成するなどの対策を講じる。

2-2. 防疫用薬剤及び資機材の整備

本市は、災害時の防疫活動に必要な消毒機材の整備及び薬剤の確保に努める。また、職員に対し機材・薬剤の使用方法について周知徹底を図る。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

3. し尿処理に対する備え

被害想定では、震災により下水道の機能支障による影響を受けると想定している。また、避難所における仮設トイレや簡易トイレの整備も重要な課題である。

災害時においても適正な処理を実施するため、平常時より次の施策を実施する。

3-1. 災害用マンホールトイレの整備

避難所等に仮設トイレとして利用できるよう災害用マンホールトイレを整備する。

なお、事前に上部構造物の組み立て方法や水の流し方等を啓発し、災害時に円滑な使用ができるよう努める。

3-2. 災害用組立トイレの確保

地域別の機能支障人口及び被災者数から必要な災害用組立トイレ数を把握し、各避難所の防災倉庫に災害用組立トイレ（障害者用を含む）を確保する。

また、災害用組立トイレが不足する場合に備え、相互応援協定を締結している市区町村の保有台数を把握するとともに、取扱事業者との協定を締結する。

3-3. 防災井戸の整備

避難所において、災害により断水が発生している際にトイレを利用するための水源を確保すること等を目的とし、学校の敷地内に防災井戸を整備する。

3-4. し尿処理対策

(1) し尿処理施設の機能確保

災害による、し尿処理施設の被害軽減を目指し、施設の保全・整備を進める。

また、被害の規模により、発生する想定量が変動する場合があるため、円滑な処理体制の確保に努める。

(2) 収集体制の確保

災害時には、平常時の汲取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、避難所等に設置された仮設トイレの汲取り作業が加わり、収集業務の増嵩が見込まれる。

そのため、本市との連絡を密にし、避難所における仮設トイレの整備状況など情報の共有化を図る。

また、市内汲取り事業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制に基づき、収集作業を迅速に行えるよう努める。

(3) 広域処理体制の確保

し尿処理施設の破損、処理能力を超える量のし尿の発生、また、市内汲取り事業者の被災による収集業務の低下が予想される。

このことから、し尿処理施設を保有する近隣市や民間廃棄物処理施設との協力体制、収集運搬作業に伴う他市からの応援体制の確保に努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

4. 廃棄物処理に対する備え

4-1. 災害廃棄物処理計画の策定

被害想定では、地震による建物倒壊で発生する災害廃棄物を最大で約 122 万 t、火災により発生する災害廃棄物を最大で約 325 万 t、外水氾濫による災害廃棄物を約 68 万 t と想定しており、平常時と同様に排出される一般廃棄物と併せて処理する必要がある。

これらの廃棄物の処理を円滑に行うため、平成 27 年 3 月に改訂した「川口市災害廃棄物処理計画」を、必要に応じ見直しする。

なお、本項における廃棄物に関する用語の定義は、次のとおりである。

【廃棄物関連用語の定義】

災害廃棄物	○被災により発生したもの ・がれき：損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等 ・適正処理が困難な廃棄物：アスベスト、PCB、プロパンガスボンベ、消火器等適正処理が困難な廃棄物 ・一般ごみ等：災害により発生した一般ごみ、資源物等 ・粗大ごみ：災害により一時的に大量に発生した家具類、家電製品等 ・し尿：避難所等の仮設トイレ等からの汲み取りし尿
一般廃棄物	○家庭、避難所等の生活の中で発生したもの 一般ごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみ、乾電池

4-2. 災害廃棄物処理対策

(1) 災害廃棄物処理の推進と調整

本計画に基づき、災害廃棄物の処理・処分に関する計画である「川口市災害廃棄物処理計画」の見直しを行う。また、埼玉県清掃行政研究協議会の相互支援要綱や、同協議会と埼玉県一般廃棄物連合会との協定の活用など、県、近隣市等及び廃棄物処理事業者等と連携を図る。

(2) 一時保管場所の確保

災害時において発生する倒壊建物などからのがれきは、一時保管場所に搬入する必要があるため、本市では公有地の活用を検討する。

防災アセスメント調査（令和 4 年度）結果を踏まえ、一時保管場所として、私有地などについて緊急時に活用できるよう利用の可否の調査や土地所有者への協力要請を行う。

4-3. 一般廃棄物対策

(1) 一時保管場所の確保

災害時には処理施設の能力を超える一般廃棄物の排出が予想されるため、一時保管場所を確保する。一時保管場所を選定する際には、交通の利便性や生活環境、作業スペースなどを十分考慮する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

災害発生直後は、一般廃棄物の収集・処理システムに混乱が生じると予想される。そのため、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に影響することを勘案し、災害時の分別収集体制をあらかじめ確保しておく。

(2) 広域処理体制の確立

ごみ処理施設の処理能力を超える量の一般廃棄物が排出された場合に備えて、協力体制を確立できるよう、近隣市等及び廃棄物処理事業者等と協議を行う。

4-4. 放射性物質に汚染された一般廃棄物の処理

市内で放射性物質に汚染された一般廃棄物が発生した場合に備え、国、県、関係機関等と連携して適切に処理するための必要な措置を検討する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第6節 住宅の確保に対する備え

1. 被災住宅などの応急措置体制の整備

災害時の建築物の応急危険度判定等の体制整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。その内容を次に示す。

項目	内容
応急措置体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の応急危険度判定、被災度区分判定及び被災宅地危険度判定を行うための体制整備 倒壊のおそれがある建物などによる事故を防止するための広報活動 被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談 庁内での応急危険度判定士資格及び被災宅地危険度判定士資格の取得奨励
応急危険度判定用資材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 「応急危険度判定調査票」及び「判定ステッカー」の備蓄 ヘルメットや腕章など、必要な備品の備蓄 備蓄品の拡充、メンテナンス及び使用方法の習熟
応急復旧資機材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧資機材の確保 市内建設事業者との資機材の調達に関する体制整備
住家の被害認定体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査の実施に関する必要備品、地図などの携行品の確保 ボランティア調査員(民間建築士など)を確保するための体制整備
協力体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 川口市建設協会との協定に基づく、応急復旧に関する協議・検討

2. 応急仮設住宅建設体制の整備

2-1. 用地の確保

(1) 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。適正な用地の選定基準は次のとおりである。

- ガス、水道、電気など供給施設の敷設可能な場所
- 交通機関、教育機関など社会施設への移動が便利な場所
- 保健衛生上適当な場所
- できる限り住居地域と隔離していない場所

(2) 応急仮設住宅建設候補地の選定

応急仮設住宅建設候補地の選定については、上記の基準に基づき本市の市有地及び建設可能な私有地の中から必要用地を選定する。

なお、被害が大規模な場合、想定以上の応急仮設住宅が必要とされる場合もあることから、できる限り多くの用地確保に努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

2-2. 応急仮設住宅設置計画の策定に向けた協議

次の点を明記した県が策定する応急仮設住宅の設置計画に向けて協議を行う。

- 着工時期
- 入居基準
- 維持管理
- 避難行動要支援者に対する配慮

2-3. 関係機関との協力体制の確立

プレハブ建築協会や市内の建設事業者などと協定を締結し、災害時の円滑な協力体制の確立に努める。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第7節 広報・広聴活動に対する備え

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るために、市民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要であるため、平常時から広報体制について整備する。

1. 広報体制の整備

1-1. 広報手段の整備

(1) 防災行政無線の整備状況

市民に対し、迅速に情報を提供するための代表的な手段として、市内全域に防災行政無線を整備している。放送が聞こえにくく、又は聞こえない難聴地域に対しては、順次、防災行政無線子局の増設を行うとともに、令和3年度以降は、高規格スピーカー及び高性能バッテリーを導入し、設備の機能強化を図ることで、難聴地域の解消に努めている。

(2) その他広報手段の整備状況

本市では、防災行政無線の他にも、災害時に市民に対して迅速かつ正確な情報を提供できるよう、様々な広報手段を整備し、提供する情報の緊急性や広報を行う対象者に合わせて適切な手段を選択している。また、要配慮者等を含む多くの市民に情報が伝わるよう、複数の広報手段を用いて情報を提供している。

1-2. 報道機関との連携

災害時における報道について、県と協議を行い、各報道機関への要請の手順、内容等を確認する。

1-3. 広報案文の作成

災害時には、短時間のうちに様々な制約の中で効果的な広報活動を実施するため、平常時から様々な状況を想定した広報案文を作成し、災害時に迅速かつ的確な広報活動を実施できるよう備える。

また、外国人への周知を図るため、本市に居住する外国人の使用言語に適した言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。

2. 広聴体制の整備

2-1. 災害相談窓口設置の準備

災害時には、被災者及びその家族など、多くの市民から家族の消息、医療救護、ライフラインの状況などに関する問い合わせが殺到することが予想される。

こうした市民からの相談に対応するため、専用のコールセンターや庁舎、支所への災害相談窓口の設置について、必要備品や対応体制の確立などの準備を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

2-2. 相談スタッフの確保

災害時の相談は、安否確認など逼迫したもの、法律や融資など専門的なものに対し多くの相談が寄せられることが予想される。

そのため、医療機関及び弁護士、司法書士や金融機関、ライフライン事業者などの関係機関、専門家に対し、災害時に相談スタッフとして加わってもらえるようあらかじめ協力依頼を行う。

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第8節 教育・保育活動に対する備え

震災時において、幼児、児童、生徒、学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

1. 応急教育に対する備え

1-1. 本市が行う災害対策

(1) 学校防災マニュアルの策定に関する指導・助言

市立小・中・高等学校に対し、災害時の教育活動の確保、学校の災害対策に関する内容を記載した、「学校防災マニュアル」の策定の指導を行う。また、マニュアルが隨時学校や地域の実態に即したものとなるよう、適宜見直し、改善の指導を行う。

(2) 教材などの確保

本市では、教科用図書の調達及び配給の方法について、市内及び近隣の取次供給所（書店）5箇所における常時在庫、配送体制の確立を行い、適宜必要数を確保できる体制を確立している。

また、教材学用品については、一般、体育、音楽、家庭科など、市内及び近隣に店舗を有する市登録事業者に協力を要請し、災害時の供給に備えている。

事業者との協力体制を一層強固にするため、災害時の教材供給に関して協議・確認を適宜行うよう努める。

1-2. 学校長が行う災害対策

(1) 学校防災マニュアルの策定

学校長は本市の指導・助言のもと、学校の立地条件などを考慮した上、平常時より災害時の学校防災マニュアルを策定するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。マニュアルの策定にあたっては、次に示す学校長が行う災害時の対応に関する内容を十分考慮する。

【学校長が行う災害時の対応】

- ・状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- ・災害の規模、児童・生徒、職員及び施設設備などの被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。
- ・状況に応じ、市教育委員会と連絡を取り合い、臨時休校の措置の有無、あらかじめ定めてある児童の引き渡し方法、生徒の下校の方法を報告する。
- ・避難所担当職員と協力して、避難所の開設など災害対策を行い、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
- ・市民や地域自主防災組織との協力体制を確立する。
- ・各学校で準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- ・児童・生徒などが被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関などへの連絡、応急の救助及び手当を行うなど万全を期する。
- ・保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症などの予防の万全を期する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

(2) 学校防災マニュアルの周知徹底

学校長は、所属職員に対し学校防災マニュアルの内容を周知徹底し、災害時の迅速かつ円滑な活動が実現できるよう努める。

2. 応急保育に対する備え

2-1. 防災計画の策定

「川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正に伴い、令和5年4月1日より、保育所、家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）は、安全計画を策定することが義務付けられたところである。

安全計画の策定にあたり、厚生労働省から例示されている主な事項は次のとおりである。

(1) 安全点検

- ・避難経路を含めた保育所等の施設・設備の安全点検
- ・マニュアルの策定・全職員での共有

(2) 児童・保護者への安全指導等

- ・児童への安全指導
- ・保護者への説明・共有

(3) 実践的な訓練や研修の実施

- ・様々な災害を想定した避難訓練の実施
- ・救急対応の実技講習の定期的な受講・保育所等での訓練の実施

また、幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により準用する学校保健安全法の規定により、学校安全計画を策定することが義務付けられている。

2-2. 必要物資の確保

災害時の保育活動に備え、粉ミルク、ほ乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着などの保育用品の必要数を把握し、備蓄を行う。

また、市内取扱業者と協定を締結し、調達体制を確立する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第9節 文化財の災害対策

有形文化財は、震災、風水害等により被害を受け、また特に火災によって失われることが多い。そのため本市は、指定文化財等の所有者・管理者と協力して、次の対策を実施する。

1-1. 火災の予防

本市は、指定文化財等の所有者・管理者に対し、防火管理体制の強化に努めるよう、火気使用の制限などに関する指導を行う。また、自動火災報知設備及び非常警報設備、消火設備等の整備を推進する。

1-2. 防災知識の普及、防災訓練の実施

本市は、指定文化財等の所有者・管理者に対し、防災に関する広報活動を通じて防災知識の普及に努める。また、所有者・管理者と共同で防災訓練を実施し、災害時の活動が円滑に行えるよう努めるとともに、所有者・管理者の緊急連絡先を把握し、防災訓練などの機会を通じて連絡体制を確認する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第5章 災害対応力の向上

市民や事業所の平常時からの災害に対する備えと的確な災害時の対応が、減災の大きな力となる。このことから、地域コミュニティの現状を踏まえ、自主防災組織の結成促進及び育成強化、市民の防災意識・防災知識の普及啓発を図り、行政と市民との協働による防災体制の確立を図る。

第1節 地域防災力の充実強化

災害時に被害の防止又は軽減を図るためにには、行政や防災関係機関のみならず市民の自主的な防災活動による地域での助け合いが必要である。また、これらの防災活動は、市民が団結し、組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

そのため、自主防災組織、事業所などがそれぞれの役割を認識し、効果的な防災活動を行えるよう、それぞれの防災体制の充実・強化を図る。

1. 地域の自主防災体制の確立

本市の防災体制は逐次強化されているが、体制強化には限界があることから、大規模災害発生時には市民も「自らの命や安全は自らが守る」という認識のもとに活動する必要があり、自主防災組織の充実・強化が、災害対策を推進する上で最も重要な課題である。

対策として、自主防災組織、地区防災連合会の結成促進、防災リーダーの認定を行い、「わがまちの安全はわが手で守る」という共助の意識を啓発するとともに、災害時における本市と市民との円滑な協力体制の推進を図る。

1-1. 地域の防災組織の体制

本市における、市民及び事業所によって構成される地域の防災組織の体制は、次のとおりである。

(1) 自主防災組織連絡会

本市と自主防災組織が、相互に連携を深められるよう、連絡調整するための組織。

(2) 地区防災連合会

地区連合町会の区域内の組織が、相互に連携して防災活動に従事できるよう設けられた防災組織の集合体。

(3) 自主防災組織

市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織で、町会又は自治会を単位として結成された組織。

(4) 防災リーダー

自主防災組織が実施する避難訓練・防災訓練等の事業へ積極的に参画し、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場においてリーダーとなる人材。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

1-2. 自主防災組織の充実強化

(1) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じて、平常時及び災害時において次のとおり効果的な防災活動を行う。

表　自主防災組織の活動内容

平常時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の習得 ・市民への防災知識の普及活動 ・地域の災害危険箇所の把握 ・避難行動要支援者の把握 ・災害に備えた各種訓練の実施 ・防災資機材等の整備
災害時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出・救護活動 ・出火の防止、初期消火活動 ・避難行動要支援者の安否確認・避難支援 ・被害状況の把握 ・避難誘導活動 ・避難所の開設や運営への協力 ・物資の調達や配布 ・他の組織への応援要請

(2) 地域の自主防災組織の充実強化

ア 活動の充実強化

本市は自主防災組織の指導・育成を図る。また、自主防災組織による地域防災活動を推進するとともに、各組織相互間の協力体制の確立を図る。

表　自主防災組織の指導育成取組

指導育成取組	取組内容
自主防災組織の結成の促進	市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報などを積極的に行うとともに、市民が防災組織をつくるために必要な資料などを提供する。
自主防災組織の育成・支援	防災機関などと連携を図り、リーダー育成の支援や自主防災組織の訓練への参加などに際し、適切な指導を行う。
活動のための環境整備	自主防災活動に必要な防災倉庫及び防災用資機材の整備を推進するため、必要な助成を行う。

イ 活動に対する補助金

組織を結成し、防災活動を実施する当該組織に対し、本市は予算の範囲内において、経費の一部を補助し、組織の防災活動を支援する

- ・組織の結成
- ・資機材の整備

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

- 防災倉庫の整備
- 防災マップの整備
- 防災訓練等の活動

ウ 災害補償

自主防災組織として、応急措置の業務に従事した場合や防災訓練に参加した際に負傷又は死亡した場合は、災害補償制度を活用する。

(3) 中高層集合住宅などの防災体制の充実強化

高層建築物や中層の大規模団地は、人口が密集しているため災害時の被害程度が大きく、防災上の重要度の高い箇所である。特に本市においては、県の他市町村と比較しても中高層建築物が多く、中高層建築物における防災力の充実は急務である。

そのため本市は、中高層集合住宅等の管理組合に対し、高層集合住宅の場合は棟ごとに、中層の大規模団地の場合は団地ごとに、自主防災組織の結成について、適宜指導・助言を行う。

さらに、各高層住宅・団地内の防災リーダーを中心として各階層（回覧板の範囲など市民の結びつきが強い範囲）に、自主防災組織の最小単位として1つの組織を構成する。

1-3. 防災リーダーの認定講習

本市では、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなる人材を養成し、地域防災力の向上を図ることを目的として、「川口市防災リーダー認定講習」を開催している。

災害時においては、防災リーダーを中心として近隣地域単位による簡単な初期消火、救出・救助、避難誘導、安否確認の実施が期待されるため、防災リーダー認定講習の周知及び防災リーダーの増員を図り、防災訓練などの機会を通じてその育成に努める。

1-4. 自主防災組織連絡会の設置

本市と自主防災組織の連携を深め、相互に連絡調整できるよう自主防災組織連絡会を設置する。また、地区における自主防災組織間の連携を深めるため、地区自主防災組織連絡会を設置する。

2. 事業所などの防災体制の充実強化

災害対策基本法における事業所の災害時の役割は、市長の実施する防災対策や活動に積極的に寄与すること、大規模地震対策特別措置法、消防計画などを策定し、その中で自衛消防組織に関する事項を定め、事業所の防災体制を確立することと位置付けられている。

そこで、地域において事業活動を続ける地域社会の一員として、自らの建築物や財産、顧客や従業員の生命・身体の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力し、自衛消防組織の結成と強化について対策を講じる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上
				第6章 災害時支援計画及び応援計画

2-1. 防災体制の強化に向けた取り組み

対象	市の取り組み	事業所等の取り組み
一般事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の普及啓発や災害時の事業継続のための「事業継続力強化計画」作成に関する支援など、産業団体と連携して行う。 ・防災組織整備及び避難計画の策定に関する支援・指導及び助成などを行う。 ・災害後迅速に通常営業活動を再開できるよう、平常時より情報のバックアップ化などの準備を行うよう指導する。 ・事業所の防災組織に対し、市民の避難誘導や救援に関する協力体制の確立を目指し、地域の自主防災組織との連携を行えるよう、調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織との連携強化を図る。 ・平常時より食料、水、資機材などの備蓄に努め、交通機関の復旧見通しが立たない場合、帰宅困難者等の発生による混乱防止のため、施設の安全を確認の上、従業員及び顧客等を一定期間施設内に留め、一斉帰宅を抑制する。
集客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模店舗など不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、自衛消防組織の育成指導及び避難計画の策定に関する支援・指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織との連携強化を図る。 ・平常時より食料、水、資機材などの備蓄に努め、交通機関の復旧見通しが立たない場合、帰宅困難者等の発生による混乱防止のため、施設の安全を確認の上、従業員及び顧客等を一定期間施設内に留め、一斉帰宅を抑制する。
公益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、社会福祉施設などの公益施設の管理者に対し、自衛消防組織の育成指導及び避難計画の策定に関する支援・指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に防災拠点として機能する施設が多いため、関係部局との連携を図る。(組織編成や避難計画策定時に十分協議を行う。) ・地域の自主防災組織との連携強化を図る。 ・平常時より食料、水、資機材などの備蓄に努め、交通機関の復旧見通しが立たない場合、帰宅困難者等の発生による混乱防止のため、施設の安全を確認の上、従業員及び顧客等を一定期間施設内に留め、一斉帰宅を抑制する。
危険物施設	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設の管理者に対し、事故に関する予防規程などの制定や自衛消防組織の活動などに関する助言・指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織との連携強化を図る。
高層建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対する防災組織の活動等についての助言・指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織との連携強化を図る。

第1部
総則第2部
災害予防編第3部
災害応急策編第4部
災害復旧・復興編第5部
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第2節 防災教育の推進

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に対し自主防災意識の醸成、防災知識の向上、地域社会の実情に即した災害予防教育、避難時の危険及び安全な行動の確認、社会教育などを徹底するため、次のとおり防災教育を行う。

1. 防災・減災知識普及計画

1-1. 防災・減災知識の普及内容

本市及び公共的団体の職員並びに市民に対し、市民・自主防災組織・事業所のそれぞれの責務を周知するとともに、次の内容について知識の普及に努める。

- ・防災の種別、特性、一般的知識
- ・災害対策基本法及び関連法の趣旨
- ・災害時における心得
- ・防災計画の概要
- ・被害報告及び避難方法
- ・過去の災害の状況
- ・災害復旧時の生活確保に関する知識
- ・避難所の区分と役割について

1-2. 防災知識の普及方法

防災に関する知識、市民・自主防災組織・事業所の責務を普及させるため、広報紙への防災記事の掲載や防災パンフレットを作成することで、知識の普及を図る。

また、その他にも次の手法を活用し、知識の普及に努める。

- ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどの利用
- ・映画、スライドの制作利用
- ・立て看板、懸垂幕、横断幕などの掲示
- ・講習会、講演会、座談会などの開催

2. 市民に対する防災教育

2-1. 学校における防災教育

安全教育の一環として、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など教科等横断的に学校の教育活動全体を通じて防災教育を実施する。特に、発災、避難時の危険及び安全な行動について、学校防災マニュアルに基づき、児童生徒の発育段階に応じて指導する。

(1) 教育活動全体を通じた防災教育

体育科・保健体育科をはじめとして、社会科（地歴・公民）・理科・生活科などの関連した内容のある教科や総合的な学習の時間などにおいて、児童生徒が、防災に関する基礎的・基本的

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意思決定ができるようにする。

また、特別活動の学級活動や学校行事などにおいて、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指す。

(2) 教職員に対する研修

研修を通じて、教職員が災害に対する知識を得て、素早く適切に対応できる力を身に付けるとともに、児童生徒等に対して効果的な指導を行うことができるようとする。実践的な避難訓練や学校の立地状況や地域の実態に応じた防災教育の推進など、防災教育研究校や他校の取組について学ぶ研修により、教職員がより実践的な知識や技能を習得する機会を作る。

2-2. 社会教育における防災教育

本市は、関係機関、団体などと連携して、職場単位、個人を対象として、講演会、講習会、実演などの機会を通じて、防災意識を向上させる。

内容は、自分の身を助けるという「自助」を主とする。その中でも、家具類の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について、広く市民や事業者に周知し、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒・落下・移動防止対策についての啓発をする。

2-3. 自主防災組織に対する防災教育、研修

自主防災組織に対し、基礎的な応急救護、初期消火、避難誘導などに関する知識の普及を図る。

また、防災関係機関の協力のもとに自主防災組織リーダー養成講座、講習会及び施設見学などを実施することにより、防災に関する様々な知識、防災用資機材の使用方法などの普及を図る。

2-4. ボランティアに対する教育

関係機関、団体などと連携して、市民に対し、災害時にボランティア活動を行うときの役割や心構え、注意事項について教育を行う。

3. 防災対策要員に対する防災教育

3-1. 市職員

災害発生時に計画及び対策の実行主体となる市職員については、防災に関する様々な知識や適切な判断力が求められる。このため危機管理部は、市職員に対して、次に示すような防災教育を行う。

(1) 災害対応マニュアルの作成

災害時の各部各課の活動が円滑に行えるよう、災害対応に関する業務別のマニュアルは、市災害対策本部体制時を考慮した班単位で作成する。またマニュアルの内容に関して、関係部局で調整する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

危機管理部においては、各部各課のマニュアル作成及び部局間の調整にあたって、適宜助言及び指導を行う。

(2) 地域防災計画 初動編の作成

危機管理部においては、災害発生直後に各職員が状況の変化に応じて的確に対応できるよう、特に重要な記載事項や、初動に必要な事項を抽出したものを簡便にまとめた地域防災計画 初動編を作成する。なお、地域防災計画 初動編は各職員が携帯可能な体裁とする。

それぞれの役割に応じて次の内容を記載する。

- 初動参集
- 参集途上の情報収集
- 災害時における各班(課)、各職員の役割
- 災害時における体制(動員・連絡体制など)
- 防災関係機関の連絡先リスト、施設・備蓄リスト
- 個人別覚書(自身の役割に応じた対応事項のメモ)
- 救急医療に関する基礎知識

地域防災計画 初動編は組織改正や人事異動、地域防災計画の見直しなどの状況の変化に応じて検討し、必要があると認められる場合は修正する。

(3) 現地訓練の実施

市職員に対し、応急活動を想定した現地訓練を実施する。

(4) 研修会及び講演会などの実施

学識経験者、防災関係機関の担当者などを、講師又は指導者として研修会及び講演会などを開催する。

(5) 防災機器操作の習熟

防災情報の収集伝達機器など、全職員に共通する災害活動に必要な機器の基本操作に関する研修を実施する。

4. 事業所等に対する防災教育・指導

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。そのため、事業所等における防災教育の充実に向けて積極的な助言・指導を行う。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第3節 防災訓練の実施

大規模災害発生時に応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から災害時に備えた防災訓練を実施する必要がある。

このため、本市をはじめとする各防災関係機関は、防災実務の習熟と、実践的能力の向上に努めるとともに、より実効性のある訓練、また、市民との協力体制の確立に重点を置いた訓練の実施と、防災知識の普及向上を図る。

1. 訓練の種別

1-1. 県が実施する訓練

首都圏に大きな被害を及ぼす地震の発生を想定し、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が合同して区域内の防災関係機関及び市民の幅広い参加を呼びかけ、実践的な各種訓練を総合的に実施して、災害対応力の強化、広域応援体制の充実及び防災意識の高揚を図る。

1-2. 本市及び防災関係機関が実施する訓練

本市及び防災関係機関は、本市の防災能力の向上、防災知識の習得などを目的として、次の訓練を行う。

なお、実施にあたっては市民、自主防災組織、事業所などと連携して訓練を行い、訓練で得られる効果を増大させる。

(1) 総合防災訓練

震度6弱以上の大規模地震を想定し、本市、防災関係機関及び市民が一体となって実効性のある総合的、効果的な訓練を実施する。

(2) 避難訓練

退去の指示、避難誘導、安否確認など、災害時の状況を想定した訓練を実施する。なお、避難訓練は防災訓練の中でもっとも基本的かつ効果的な訓練であることから、自分の身体を守るシェイクアウト訓練等と併せて実施する。

(3) 学校、病院及び社会福祉施設などの訓練

高齢者、障害者、難病患者、性的マイノリティ、乳幼児、児童、生徒、負傷者、妊産婦等の要配慮者や女性に対し、災害時に適切な対応ができるよう、避難誘導、安否確認、移送などの訓練を実施する。訓練を実施する場合は、自主防災組織、市民、ボランティアなどの協力を得る。

(4) 非常参集訓練

本市及び各防災関係機関は、迅速な職員参集を目的とした非常参集訓練を実施する。

訓練は、災害がいつ何時発生するか分からないことを考慮し、夜間、休日などの閉庁時を想定して実施する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

(5) 情報収集伝達訓練

各防災関係機関、自主防災組織と協力して、災害時の情報収集、判断、伝達など、意思決定のための訓練を実施する。

(6) 緊急交通路確保訓練

警察、消防と協力して、緊急輸送道路を確認するとともに、緊急車両が通行可能な交通路を確保するための訓練を実施する。

(7) 帰宅困難者対策訓練

本市及び各関係機関は、一時滞在施設の受入れや各機関の情報伝達方法の確認等、帰宅困難者対策に関する訓練を実施する。

1-3. 自主的な参集訓練の実施

市職員は、災害時に迅速に市内指定場所に参集することを目的とした参集訓練を積極的に実施する。

1-4. 小中学校などで行う訓練

学校などの施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全に期するため、職員及び児童・生徒が災害に対して臨機応変の処置がとれるよう、あらかじめ各種状況を想定した避難訓練を実施する。

また、消防などの防災関係機関や保護者、市民と協力し実施することが望まれる。実施にあたっては、避難経路の確認、避難方法・非常時の注意事項の習熟などを目的とした訓練を行う。

なお、児童・生徒の学年、発達段階に応じて指導する。

1-5. 自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、本市及び防災関係機関の指導のもと、地域の事業所と協力して訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練及びそれらを組み合わせた総合的な防災訓練を実施する。また、中高層集合住宅や大規模団地、密集市街地などにおいては、それぞれの地域特性に応じた訓練内容を工夫する。

なお、自主防災組織などから指導協力の要請を受けた本市及び防災関係機関は、相互に連携し、積極的に自主防災組織などの活動を支援する。

1-6. 中高層集合住宅での訓練

防災訓練の理想は、市民による市民のための「防災」であり、中高層集合住宅においても、管理組合を主体とする訓練ではなく、中高層集合住宅の自治会を中心として実施することが望まれる。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

しかし現実には、中高層住宅における自治会活動には差異があり、実際の防災活動を期待することが難しい中高層集合住宅も多くある。その場合には実体性のある管理組合の人的資源や防火管理者の企画する避難訓練などの機会を最大限に活用する。

なお、管理組合と自治会が協力して防災活動を実施していくことも重要であることから、今後とも、中高層集合住宅における自治会、自主防災組織を育成するとともに、近隣の中高層集合住宅や地域の町会・自治会との合同防災訓練等の実施を促し、地域を含めた防災体制を強化する。

1-7. 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、本市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の向上及び防災行動力の強化に努める。

また、市民は防災意識の重要性を理解し、継続的に各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭内での防災会議を実施する。

1-8. 要配慮者の訓練

本市は、市民、団体、企業などが行う要配慮者の避難誘導、災害時の帰宅訓練などの自発的訓練に対し、資料や情報の提供など支援する。

また、社会福祉施設従事者は、災害時の行動が習熟されるまで定期的に、各種状況を想定した避難誘導、情報伝達訓練を実施する。

1-9. 事業所の訓練

病院、興行場、商業施設及びその他消防法で定められた防火対象物の防火管理者に対して、消防計画に基づいた通報及び避難訓練の実施を働きかける。

また、一般事業所など消防法に規定のない事業者に関しても、自主的な訓練の実施を働きかける。併せて、地域の一員として、本市及び地域の防災組織の実施する防災訓練への積極的な参加を促す。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

2. 訓練の検証

防災訓練を実施する場合は、実際の災害や発災後の時間経過を想定した計画を立て、訓練が終了した後にはその評価及び検証を行う。

また、評価及び検証は訓練に携わった機関での問題意識の共有に役立てる。

2-1. 評価及び検証の方法

訓練後は、意見交換会やアンケート調査及び分析などを行い、評価及び検証する。

2-2. 検証の反映

評価及び検証を受け、評価すべき点、課題となった点を整理し、次期訓練計画に反映する。また、川口市地域防災計画の改定に際し、検証結果を反映する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第6章 災害時受援計画及び応援計画

大規模な災害が発生した場合には、本市や防災関係機関のみで対応していくことには限界があり、国、県、他自治体、民間団体等からの人的支援、物資や資機材等の支援が必要であるが、受入れの準備態勢が整わない状態では効果が半減する。ここでは、これらの支援が円滑に受入れられ、活用されるよう、受援計画を定める。

阪神・淡路大震災や東日本大震災といった、大規模で広域的な災害に対しては、全国各地、さらに世界各地からも応援があった。

本市も、緊急消防援助隊や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣をはじめ、被災地での給水活動、緊急支援物資の搬送を行うとともに、原子力発電所の事故で福島から避難した住民に対して避難所を開設した。

今後も、市外で大規模な災害が起きた場合、被災自治体では、応援を必要とする可能性が高いことから、被災地への応援を迅速かつ的確に実行するための計画を定める。

第1節 災害時受援計画

1. 国及び地方公共団体からの支援受入れ

1-1. 国による支援

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動の斡旋を行う権限を有している。国への支援要請は、基本的に県を通して行うことから、本市は、県との相互の連絡を密にし、国の支援が必要であると判断した場合には、速やかに県へ要請を行う。

なお、国が行う支援は次のとおりである。

- 自衛隊の災害派遣
- 警察の広域緊急援助隊
- 消防の緊急消防援助隊
- 医療の広域医療支援
- 被災地への物資支援
- その他災害応急対策（国との防災訓練で検証がなされている業務等）

1-2. 地方公共団体による支援

(1) 支援の内容

大規模な災害に際して、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合や広範囲又は長期に及ぶ場合には、多くの地域からの人員や支援物資等を受入れる必要が生じる。

本市では、県を始め、他の地方公共団体と様々な形での協力体制が確立されており、他の地方公共団体の専門的技術及び知識を有する職員や支援物資等を受入れるため、平常時から緊密な連携を構築することが重要である。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第6章 災害時受援計画及び応援計画

なお、地方公共団体から受入れる支援は次のとおりである。

ア 災害救助に関連する業務

例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供・確保等

イ 医療支援に関連する業務

(ア) 救護所

救護所支援要員の受け入れ及び活動支援

(イ) 基幹災害拠点病院

自衛隊（医療）、災害派遣医療チーム（DMAT）、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の受け入れ及び活動支援

ウ 被災生活の支援等に関連する業務

例：物資の支援、応急危険度判定等

エ 災害復旧・復興に関連する業務

例：被災者の一時受け入れ、職員の派遣（事務の補助）

(2) 支援体制の種類

地方公共団体からの支援の種類は次のとおりである。

- ・法律に基づく都道府県、市町村からの支援
- ・埼玉県・市町村间的相互応援制度に基づく県及び県内市町村からの支援
- ・全国市長会を通じた支援
- ・中核市相互応援協定に基づく支援
- ・その他個別の協定に基づく支援等

1-3. 市が行う活動

(1) 国に対する支援要請

本市は、国による次の支援を必要とする場合、県に支援を要請する。なお、応援要請にあたっては、県が定める必要事項を明記した文書をもって要請するなど、事前に定められた手段を用いる。

- ・自衛隊による災害派遣
- ・警察の広域緊急援助隊の派遣
- ・消防の緊急消防援助隊の派遣
- ・その他市及び県が必要とする支援

(2) 地方公共団体に対する支援要請

本市は、地方公共団体との間に複数の支援体制が構築されているため、災害時における応援要請手続きの円滑化のために、平常時から、協定等において定められた応援内容や要請手続きの確認、要請手続きのマニュアル化、申請書類の様式化を行うなど、有事に備えておく。

(3) 受入れ体制の整備

本市は、支援の受け入れに備え、平常時から次の整備を行うものとし、支援要請を行う際には速やかに受け入れ体制が構築されるよう備えておく。

- ・情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の構築
- ・応援隊が被災地域で活動するための活動拠点の選定
- ・災害時における府内の人的資源の余剰見込みの算出

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

- ・他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有
- ・他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施

(4) 支援受入れの対応

本市は、支援の受入れを行う際には、支援を実施する団体と緊密に連携し、次の対応を行う。なお、受入れが長期にわたる場合、本市は支援要員の宿泊のため、市有施設の提供、周辺自治体との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。

また、食料の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮する。

- ・受入れ窓口の設置
- ・支援の範囲、区域の選定
- ・受入れ状況の管理の準備
- ・応援隊宿舎の確保
- ・受入れ計画の策定
- ・担当業務の伝達
- ・輸送手段及び輸送路の確保
- ・支援物資集積拠点の開設及び配送計画

(5) 広域避難への対応

本市が、甚大な被災を受け、又は放射能その他の危険物等により、長期間にわたり、市外（県外）に避難を余儀なくされた場合に備え、首都圏や関東圏域を超えた広域的な相互応援協定を締結しておく。さらに、避難における移動手段等の各種支援についても検討を行う。

2. ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生した場合には、全国から集まるボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受入れる。

2-1. ボランティア受入れ体制の確立

本市は、地域以外からのボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受入れるため、市社会福祉協議会及び協働推進課（かわぐち市民パートナーステーション）、日赤埼玉県支部、県社会福祉協議会などと連携し、災害ボランティアの受入れ体制を確立する。

(1) 構成機関と連携

災害ボランティアセンターの運営は、災害ボランティア登録者やボランティア団体等の協力の下に、市社会福祉協議会が行う。本市は、**災害ボランティアセンター及び被害の大きい地域付近に設置する「サテライト」において**、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援団体や行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

(2) ボランティアの種別

災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、各部局・関係団体等は専門家による災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第6章 災害時支援計画及び応援計画

員不足に備える。ただし、受入れにあたっては、医療機関においては、感染予防・感染拡大防止等のため、麻しん等感染症の抗体価の明示を求める。

2-2. 災害ボランティアセンターの設置・運営

市社会福祉協議会は本市と連携を図り、災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは市社会福祉協議会（青木会館 2 階）とし、被害の大きい地域付近に設置する「サテライト」はイイナパーク川口及び東スポーツセンターとする。なお、必要に応じて市内の公民館・支所に設置される地区防災拠点で、情報提供や必要な支援を行う。

災害ボランティアセンター及び「サテライト」は、市社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティア登録者やボランティア団体等の支援を受け、運営を行う。

3. 公共的団体からの支援受入れ

大規模な地震災害・風水害・その他災害等が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことが困難な状況に陥ることも予想される。そのため、他機関との連携により、国内の公共的団体からの組織的支援を円滑に受け入れる。

3-1. 受入れ体制の確立

本市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため、平常時から団体の取り組み等を支援・指導するとともに、相互の連絡を密にすることで災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制を整えておく。

(1) 本市が行う対策

市内の団体又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、あらかじめ応急対策等に関する協定を締結するなど、本市の要請に応じ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 公共的団体と活動

ア 主な公共的団体

医師会、歯科医師会、埼玉県看護協会、薬剤師会、市社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所等商工関係団体、建設・工事関係団体、生活協同組合、青少年団体、婦人会等

イ 求められる公共的団体の協力活動

これらの団体が行う主な活動、協力業務は次のとおりである。

- ・異常現象、危険な場所などを発見したときに関係機関へ連絡すること
- ・災害発生時における広報などに協力すること
- ・避難誘導及び避難場所での救援に協力すること
- ・被災者の救助業務に協力すること
- ・炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること
- ・被害状況の調査に協力すること
- ・医療品・寝具の調達に協力すること
- ・その他必要な協力事項が発生したときに協力すること

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

4. 民間事業者との協力

4-1. 民間事業者との災害時応援協定の締結

本市では、大規模災害時に本市が行う応急・復旧対策業務等に関して、多くの民間事業者との間で災害時の応援協定を締結しており、協力体制を構築している。今後も、より多くの民間事業者との協定の締結に向け、積極的に協力体制の構築を図っていく。

なお、協定を締結している民間事業者が行う主な活動、協力業務は次のとおりである。

- ・災害時に必要となる物資や資機材等の提供、優先的な供給
- ・物資の輸送、物資集積拠点の提供
- ・避難場所、一時滞在施設等の提供
- ・建物等の被害状況の調査
- ・災害廃棄物の収集、運搬
- ・車両による避難者の輸送

4-2. 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度

県では、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事務所が災害時に地域と協力して防災・救助活動などを実施する体制を整備している。本市においては、県の協力のもと、登録企業と平常時より協議・調整を図り、災害時の協力体制について協定締結に努める。

(1) 「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の概要

- ・県は、災害時に県内の地域と協力して、防災活動などを実施する県内外の企業などの登録を受け付ける。
- ・県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業などとの間で防災協定などを締結するよう指導する。
- ・県は、登録企業及び登録した活動内容をホームページなどにより広く広報する。
- ・県は、登録した企業などに対し、防災に関する研修会を実施する。
- ・登録企業などは、地域との防災協定などを締結するよう努める。
- ・登録企業などは、防災に関する研修会への参加などにより、従業員に対する防災知識の普及に努める。
- ・登録企業などは、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供など、事前に登録した活動を地域の要請又は、自主的・自発的に実施する。
- ・この制度により、災害時に実施した登録企業などの活動に係る費用は、登録企業などが負担する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第6章 災害時支援計画及び応援計画

第2節 災害応援計画

1. 災害応援の基本的考え方

市外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受け入れ・支援等を実施する。

災害応援の実施に際しては、被災した地域の事情や要望についての情報を十分に調査した上で、被災地支援対策会議を設置し、実行可能な範囲での的確かつ効果的な支援を行う。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急性が要求されるものについては、的確な時期に実施されるよう手続き上の遅延を排除するよう配慮する。

さらに、これらの支援は法的根拠に基づいて義務的に実施するものではなく、被災地と被災者の応急・復旧・復興活動を的確に支援することにより、各自治体がそれぞれの経験から相互に活動を行う姿勢を持つことになり、結果的に当該自治体の危機管理や災害時の復旧・復興に有効に反映される。

2. 災害応援の準備

2-1. 災害情報の収集

被災地支援対策会議を設置することが必要な大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、災害の発生状況について必要な情報の収集を行う。

特に被害の状況、被災者や避難場所・避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、先遣隊を派遣し、報告に基づき、効果的な支援を行うための分析を行う。

被災地支援対策会議の座長は、先遣隊の報告に基づき、災害応援活動の準備を指示する。

災害応援活動に關係する各部局及び防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、平常時から対応しなければならない。

また、各部局の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、支援時の業務実施の手順や形態について検討する。

2-2. 被災地支援対策会議

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、被災地支援対策会議を設置することができる。

被災地支援対策会議の設置基準は次のとおりとする。

- ・災害時における相互応援協定等を締結している都県市の地域で災害が発生し、その災害の規模が被災都県市で対処できないものであると判断したとき。
- ・市外において甚大な地震災害・風水害・その他災害等の被害が発生したとき。

また、各部局の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、支援時の業務実施の手順や形態について検討する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上 第6章 災害時支援計画及び応援計画

2-3. 被災地支援対策会議の組織・運営

被災地支援対策会議の組織及び運営については次のとおりである。

- ・被災地支援対策会議は、副市長、その他副市長が指定する者及び関係する部局長で組織する。
- ・被災地支援対策会議は、副市長が座長となる。
- ・被災地支援対策会議に関する事務は、危機管理部が所管する。
- ・被災地支援対策会議を開催・設置したときは、防災関係機関に通知する。
- ・被災地支援対策会議の組織及び運営については、別に定めるマニュアルによる。

2-4. 被災地支援対策会議の協議事項

被災地支援対策会議の協議事項は、主に次のとおりである。

- ・被災地からの支援（応援）要請の有無とその対応
- ・関係機関からの支援（応援）要請の有無とその対応
- ・支援（応援）内容の決定
- ・支援（応援）要請が無い場合の処置や実施の方法
- ・支援（応援）を有効にするための的確な実施時期・手順、等

2-5. 被災地支援対策会議の解散

座長は、次の全てに該当する場合は、被災地支援対策会議を解散する。

- ・市外において、大規模な地震災害・風水害・その他災害等のおそれがなくなったとき。
- ・災害応援活動の必要がなくなったとき。

2-6. 各部局における災害応援活動の準備

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、各部局は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ準備する。

応急時に各部局が行う支援の内容は、原則として本市の「災害対策に関する事務分掌」に基づくものを主とするが、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、各部局が実行可能なものがあれば、支援要請の有無にかかわらず、積極的に支援の実施の検討を行う。

3. 災害応援活動の展開

3-1. 応援部隊の派遣等

(1) 被災地からの応援要請

被災地において消防活動に関する支援の必要があり、当該市町村長又は消防庁長官並びに県知事から応援部隊の出動の要請又は出動の求め又は指示があるときは、速やかに応援部隊を被災地に派遣する。

(2) 応援部隊等の派遣根拠

応援部隊の派遣については、「消防組織法」（昭和 22 年法律第 226 号）及び「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成 16 年消防震第 19 号）等に基づき派遣する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第6章 災害時支援計画及び応援計画

(3) 長期派遣に係る留意事項

東日本大震災の事例では、行方不明者の捜索等が長期にわたることもあることから、隊員の体調管理やメンタルケア等の健康管理や個人的事情に十分配慮した上で、長期的に持続可能な派遣手法等についても検討し、有効かつ無理のない支援の継続を検討する。

3-2. 保健医療活動チーム（保健師等チーム）の派遣等

被災都道府県からの応援派遣要請に基づき、厚生労働省が派遣調整を行う。本市への応援派遣要請があった時は、保健師等を中心としたチームを編成し派遣をする。

現地の活動は、被災者の健康相談、健康管理及び避難所等の衛生対策等であり、数日～数週間程度の派遣となる。しかし、状況により数か月単位の長期にわたる支援が必要になることもあることから、そのような場合の実行可能な支援体制についても検討する。

3-3. 支援物資の確保・搬送

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する資機材、生活物資等については、本市で保有する備蓄品等を流用して確保するが、不足する場合は可能な範囲での調達も検討する。また、市民からの支援物資を受付け、これらを被災地で配給可能なように仕分け・梱包し、被災地に搬送する。

なお、応急時の水・食料の運搬等には緊急輸送道路や高速道路を優先的に通行する必要があり、これらの通行証等についても遅滞なく発行できるように手順等を定める。

また、本市が行う支援物資の確保・搬送活動に必要な搬送車両の提供や運転ボランティア等の協力を申し出る民間企業・個人については、原則として本市がこれらの受け入れを行い、実施する活動の中に組み込む。

3-4. 災害応援活動の広報

被災地における応急活動・復旧状況や、本市が実施する災害応援活動について広く市民に広報活動を実施する。

本市が行う活動の広報に加え、市民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、理財部物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

また、個人のボランティア活動は自己完結型で行う、支援物資は相手先を考えて仕分け梱包する、支援を受ける側の心情を配慮する等の各支援における留意事項についても広報し、市民の支援活動についての知識の普及・啓発を図る。

3-5. 義援金等の募集

被災地支援対策会議は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。被災地支援対策会議は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、市議会などにおいて報告する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

義援金は被災地を中心とした配分委員会等で被災者に公平に配分されるため、手続きに時間がかかることがある。復旧・復興のために緊急に資金を必要とする被災地については、支援金の募集・支援も検討する。

3-6. 職員の派遣

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。

しかし、復興に数か月から数年かかることも考えられるため、長期的に持続可能な方法を検討し、継続的な支援を行うことが必要となる。

また、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も、各部局の通常業務に支障の無い範囲で必要である。

さらに、派遣職員の体調管理やメンタルケア等の健康管理にも配慮する。

3-7. 民間ボランティアの派遣

被災自治体の要請に基づき、市社会福祉協議会との連携により、ボランティアを募集し、被災地へ派遣する。

ボランティアは基本的に自己完結型とするが、本市は可能な範囲でボランティア活動に対する支援を行う。

3-8. 行政事務の支援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務支援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行う。

また、LGWAN 接続回線により行政データの安全な共有が可能な条件下であれば、データ処理等の一部の行政事務については、部分的に支援が可能である。本市は、これらの行政事務について、可能な範囲で支援を行う。

3-9. 被災地の廃棄物の受け入れ等

災害時に、がれき等が大量に発生した場合は、被災地だけでは処理ができない場合がある。

本市は、これらのがれき等について、被災地等から要請があった場合は、可能な範囲での受け入れを検討する。

3-10. 派遣従事者のメンタルケア等

被災地での支援業務は、通常の状態とは異なる状況下での作業となり、過度のストレス等が予想されることから、派遣従事者に対しては、継続的に体調やメンタル面での保健指導を実施する。

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 災害に強いまちづくり	第2章 防災体制整備計画	第3章 市民の安全確保に対する備え	第4章 災害時の生活安定に対する備え	第5章 災害対応力の向上

第6章 災害時支援計画及び応援計画

4. 相互応援協定に基づく支援

中核市などとの間で締結している災害時相互応援協定に基づき、原則として被災自治体の支援要請に応じて支援活動を実施する。

被災自治体と連絡がとれない場合、被災状況や応急活動の状況を勘案し、要請を待たずに必要な応援出動を行うことを検討する。

また、各種団体・企業等と締結している災害時協定を活用し、協定締結団体等と協議し、本市が実施する災害応援活動の支援・強化を図る。

5. 被災者の生活支援

東日本大震災等の過去の災害経験を踏まえ、市内の福祉施設における高齢者・障害者などの被災者の受け入れ、市営住宅の提供や民間借家の斡旋等、被災者の生活の場の確保について検討する。併せて、生活資金の貸付や生活用品の調達などの支援を実施する。

福島第1原子力発電所の事故の影響による避難者のように、他地域への避難が長期にわたる場合があることが考えられ、一時的な避難支援に止まらず、子どもの教育支援、生活基盤となる就労支援等についても検討する。

また、被災地の地域性や被災者のメンタルケアにも配慮した、被災者に対する市民の理解も重要な要素となる。

本市はこれらの事項について、国、県、その他関係機関と連携を取りながら対処する。